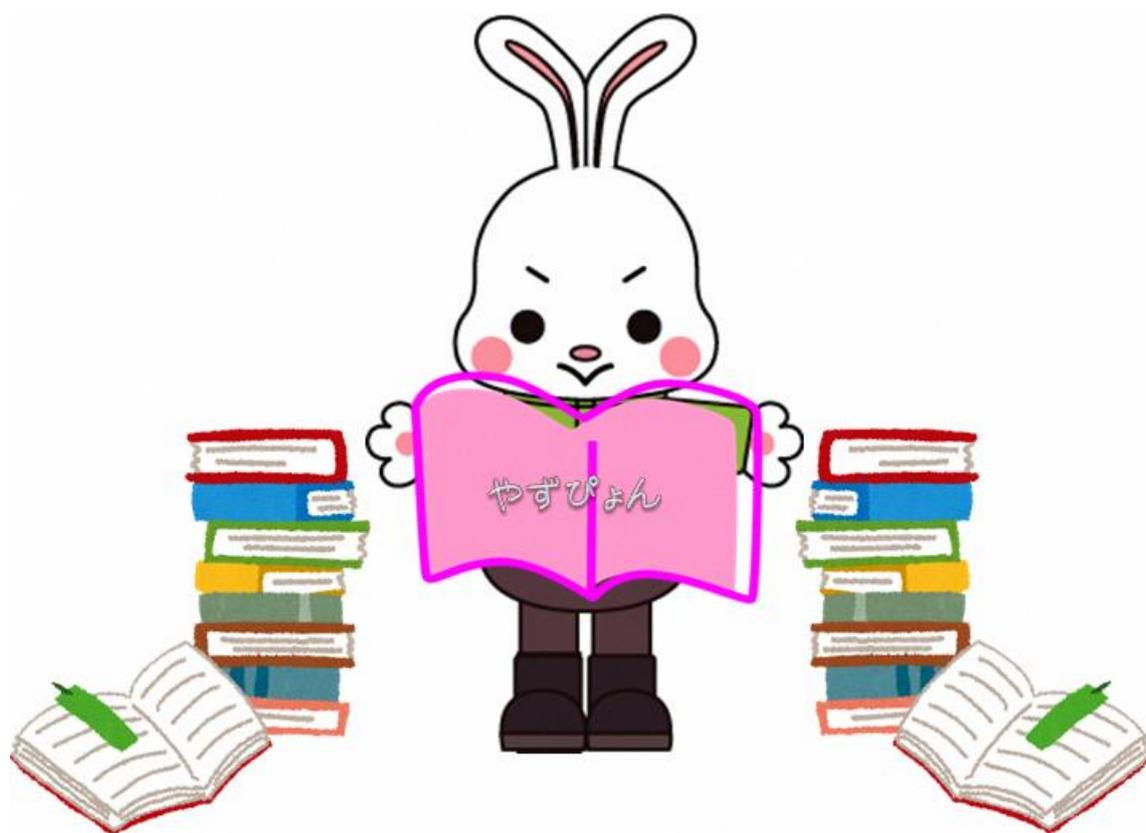


八頭町子どもの読書活動推進計画 第2次計画

～読書で育む子どもの未来～



八頭町教育委員会

はじめに

子どもにとって、本を読んでもらったり読書を楽しんだりすることは、言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、豊かな想像力を育て、さらには表現力を高めることにつながっていきます。そして、読書体験を通して今まで知らなかった世界を知り、人間の多様な考え方に出会うことで、自らの考えや行動を見直し、よりよく生きていく力を身に付けていくことができます。

八頭町では、平成13年度に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」、
「鳥取県子どもの読書推進ビジョン」（第1次：平成16年4月策定、第2次：平成21年3月策定、第3次：平成26年3月策定）を受けて、平成27年3月に「八頭町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

この計画をもとに、町内すべての小中学校による一斉読書、ブックスタート事業（6カ月児への絵本のプレゼント）、ブックセカンド事業（3歳児を対象）、ブックサード事業（5歳児を対象）に継続して取り組みました。また、子どもにすすめたい本のリスト「もう読んだ？」を平成28年に改定し、様々な取組に活用しました。学校では、兼務であった学校司書を平成29年度より各学校に選任配置をし、学校図書館体制の充実と利用の増加に努めました。町立図書館では、司書を1名増員し家庭・地域・学校との連携を深め読書活動の推進に取り組みました。家庭・地域・学校で読書活動を推進する環境整備が進んだ結果、家庭における読み聞かせの大切さに関する認識が浸透したほか、学校図書館の利用が大きく増加するなどの成果が表れています。

しかし、学年が上がるにつれて読書をしなくなる傾向がより顕著になり、読書する子どもとしない子どもの二極化傾向もみられます。子どもを取り巻く環境は、電子メディアの急速な発達と普及など大きく変化するとともに、習い事、勉強、部活に伴い、本に親しむ場や機会、時間がどんどん減少する傾向にあり、子どもの読書離れや活字離れが進んでいます。

「子どもの読書活動推進計画 第2次計画」は、次世代を担う子どもの読書活動推進のため、家庭・地域・学校を通じた地域全体での取組の充実を期し、子どもの生涯にわたる読書習慣の形成に向けて、読書環境の整備を図っていくことを目的として策定しました。

令和2年3月

も く じ

第1章 八頭町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	1
1 計画の目的	
2 基本方針	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
第2章 第1次計画期間内の成果と課題	3
1 成果	
2 課題	
第3章 具体的な取組	4
1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	
(1) 家庭・地域での読書活動の推進	
(2) 町立図書館での読書活動の推進	
(3) 学校での読書活動の推進	
(4) 保育所での読書活動の推進	
(5) 障がいのある子どもへの読書活動の推進	
2 環境の整備と活動を支える人の育成	8
(1) 家庭・地域での読書環境の整備	
(2) 町立図書館の整備	
(3) 学校司書の配置	
(4) 保育所・子育て支援センターの環境整備	
(5) 読書ボランティアの育成と活動支援	
3 子ども読書活動についての啓発・広報	9
(1) 子ども読書活動推進のための普及・啓発	
(2) 子ども読書に関する情報の収集と提供	
第4章 効果的な推進のために	10
1 子ども読書活動推進体制の整備	
2 関係諸機関との連携・協力の促進	
3 目標値の設定	
【資料篇】	
○八頭町子どもの読書アンケート(2019年9月実施)集計資料	
○八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	
○八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿	
○子どもの読書活動推進に関する法律	

第1章 八頭町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

子どもは、読書によって言葉を学び、表現力を高め、豊かな想像力を育てます。また、今まで知らなかった世界を知り、生活習慣、文化、科学、自然の出来事などとの出会いを通して、知識を深めることができます。読書によって感性を磨き、豊かな心を育み、人としてよりよく生きていくための様々な力を身に付けていくことは、子どもの成長過程において欠くことのできないものです。

この計画では、子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくり、自ら進んで読書活動を行うことができる環境を家庭・地域・学校などを通し、整備し推進することを目的として策定します。

2 基本方針

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）」をふまえ、次の5つの施策を基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

子どもが読書の楽しさを知り、自然に読書習慣が身に付くよう、さまざまな機会を通して本との楽しい出会いを支援することが必要です。八頭町では、それぞれの子どもの発達段階に応じ、家庭・地域・学校などを通じて読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

子どもが、読書について興味・関心を持ち、さまざまな機会や場所で、身近に本にふれることができる環境づくりが望まれます。町立図書館や学校図書館を中心に資料の充実、読書スペースの整備、図書館を活用するための人的配置など、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの自発的な読書を促す環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるために、図書館職員・教職員・保育士・ボランティアなどが読書の意義を理解し、自らも本に親しもうとする意欲を持ち、子どもと本を結び付けるために必要な専門知識と技術を身に付けることが必要です。子どもの読書活動に携わる人たちの育成と関係職員の資質向上に取り組みます。

(4) 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもは、本の読み聞かせによって読書の楽しさを知り、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すことで読書意欲を高めます。子どもの読書活動を推進するためには、まず子どもを取りまく大人が読書活動の意義や大切さを知り、大人自身が読書を楽しむことが重要です。八頭町は子どもの自主的な読書活動を推進するために、周りの大人が読書活動の意義や大切さについて理解を深め、関心を高めるよう普及や啓発に努めます。

(5) 子どもの読書活動推進のための関係諸機関の連携

子どもの読書活動の推進には、家庭・保育所・学校・図書館・地域・ボランティアなど、それぞれに子どもが読書に親しむ機会をつくっていく必要があります。その上でお互いに連携、協力して取り組むことで、子どもの読書活動を推進することができます。八頭町は、関係諸機関がより一層の連携強化を図るよう努めます。

3 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもです。

4 計画の期間

計画の期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 第1次計画期間内の成果と課題

1 成果

- 第1次計画で課題となっていた小中学校の学校司書が、平成29年度よりすべての学校で専任配置されたことにより、次のような成果があり子どもの読書環境が大きく改善されました。
 - ・子どもが進んで学校司書へ本について相談するようになった。
 - ・本に興味関心を持ち読書量が増えた。
 - ・様々なジャンルの本を読むようになった。
 - ・自主的に本を活用して、調べ学習などをするようになった。
 - ・学校図書館を利用する児童・生徒が増えた。
 - ・図書整備・充実、また司書教諭と緻密な連携が取れるようになり、子どもの読書活動を活発にし、きめ細かい読書指導ができるようになった。
- 保育所・子育て支援センター・図書館での「読み聞かせ」や、ブックスタート・ブックセカンド・ブックサード事業などの取組により、保護者に幼児期の「読み聞かせ」の大切さに関する認識が浸透してきました。
- 町立図書館の司書が1名増員となり、すべての保育所へ配本と読み聞かせが可能となりました。保育所の読書環境が充実したことにより、子どもの本への興味関心が深まり、家庭での読書習慣の形成につながっています。

2 課題

- 家庭における読書活動の定着に向けて関係機関が連携し、読書や読み聞かせの重要性について、保護者への理解を一層深めていくことが必要です。
- 1カ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合^(注1)は小学3年生5.6%、小学6年生2.3%、中学3年生11.9%と中学生の割合が高くなっています。部活・勉強・習い事が忙しくなり、電子メディアなどの関心も多様化する中で、読書の意義を伝え、自主的な読書活動を促す取組を進めることが必要です。

参考：「鳥取県 平成29年度 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果（児童・生徒等対象）」：「1カ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」小学3年生4.5%、小学6年生7.2%、中学3年生14.5%。

- 読書好きの傾向は続くが、年齢があがるとともにだんだん本を読まなくなった児童生徒が増えており、二極化傾向が見られます。幼児期から読書習慣を形成していくことが重要です。

(注1) 八頭町令和元年度子どもの読書に関するアンケート調査結果

第3章 具体的な取組

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

(1) 家庭・地域での読書活動の推進

【現状・課題】

子どもが読書習慣を形成するには、子どもが生活習慣を身に付ける上で最も大切な場所である家庭において、乳幼児期から自然に絵本やわらべうたなどにふれ、言葉の発達や本に親しむ機会が提供されるとともに、発達段階に応じて読書に対する働きかけが行われることが重要です。

乳幼児期は、子どもにとってはじめて本と‘出会う’時期です。幼児期における読み聞かせの重要性は保護者の理解が進んでいますが、年齢が上がるにつれ電子メディアの普及・塾や習い事・勉強・部活動などによる多忙を理由に、読書から離れていく傾向があります。子どもは家庭でゆっくり読書に親しむ余裕がなく、保護者も家庭で本を読む時間がないなど、多忙感がうかがえます。

また、児童・生徒の読書の二極化傾向も見受けられることから、家庭環境にかかわらず乳幼児期から読書習慣の形成を支援することが重要であり、発達段階に応じて子どもの読書に対する興味・関心をそれぞれの家庭に合った方法で引き出せるよう、様々な機関が連携・協力し保護者に啓発することが求められます。

地域での読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本に親しむことができる環境をつくることが重要です。特に町立図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会える場所であり、読書活動の中核的役割を担っています。子どもが利用しやすい町立図書館の環境づくりに今後も努めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 町立図書館・保育所・子育て支援センター・学校など、あらゆる機会を通じて家庭での読書活動の支援に努めます。
- ブックスタート^(注2)、ブックセカンド^(注3)、ブックサード^(注4)事業を継続して実施し、乳幼児期における家庭での絵本の読み聞かせの重要性や本に親しむことの楽しさ、地域で子育てを応援しているというメッセージを伝えるよう努めます。
- 町立図書館や学校からの広報誌などによる情報提供や、講演会、研修会を実施して、保護者への啓発を行い、それぞれが家庭に合った方法で読書に取り組めるような環境づくりに努めます。

(注2) ブックスタート：6カ月児健康診断の機会に、保健センターと町立図書館が協力して絵本を渡しながら、親子のふれあいの大切さを伝え、町立図書館や子育て支援センターの利用もすすめます。

(注3) ブックセカンド：3歳児に、年齢にあった絵本を町立図書館で手渡ししながら、読み聞かせが言葉や想像力の発達に重要であることを伝えます。

(注4) ブックサード：5歳児に、幼年童話を町立図書館で手渡ししながら、読むことへの興味・関心を高めます。また、5歳児健康診断の時に町立図書館の司書が絵本の読み聞かせを行っています。

(2) 町立図書館での読書活動の推進

【現状・課題】

子どもにとって図書館は、たくさんの蔵書から読みたい本を自由に選び、読書の楽しさにふれることのできる場所であると共に、入手した情報の中から適切なものを評価・選択する力を養う場所でもあります。保護者にとっては、子どもに読んでほしい本を選んだり、子どもの読書について司書に相談したりできる場所です。このように図書館は、乳幼児期から就学期、さらには生涯にわたる読書活動を支えています。現在は利用者が限定されている傾向にあります。引き続き、図書館利用の啓発に努めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 町立図書館の資料^(注5)は、個人のみならず、保育所や学校をはじめとする団体に積極的に貸し出し支援をするために、児童書の充実に努めます。
- 乳幼児とその保護者のために「赤ちゃん絵本コーナー^(注6)」を設置し、発達段階に応じた絵本の充実に努めます。
- 興味や好みが急速に変化していくヤングアダルト世代（児童と成人の間層）のために、その成長に応じたヤングアダルトコーナー^(注7)を設置します。
- 「おはなし会」や「ストーリーテリング^(注8)」など、子どもの興味をひく事業を開催し、子どもと本の橋渡しをします。
- レファレンス^(注9)や読書相談を通じて幅広い資料の提供に努めます。
- 推薦児童書リストを作成したり、コーナー展示を工夫したりして、子どもと保護者への啓発に努めます。

(注5) 町立図書館の資料：町立図書館が収集し、整理し、利用者に提供する資料。本・新聞など。

(注6) 赤ちゃん絵本のコーナー：0歳から2歳ごろまでの赤ちゃんとその保護者を対象とした絵本コーナー。

(注7) ヤングアダルトコーナー：おおむね12歳から18歳までの青年期利用者を対象としたコーナー。

(注8) ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。

(注9) レファレンス：何らかの情報あるいは資料を求めている人に対して、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供ないし提示すること。

(3) 学校での読書活動の推進

【現状・課題】

子どもが読書習慣を身に付ける上で、学校の果たす役割は大きく、教職員全員が読書活動の重要性を認識し、学校をあげて読書活動の推進に取り組むことが望まれます。特に、学校図書館には、次のような機能が求められます。

- ・創造力を培い、豊かな心を育む「読書センター」としての機能
- ・自発的、主体的な学習活動を支援する「学習センター」としての機能
- ・情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能

そのため、学校図書館には「十分な蔵書」と児童生徒をつなぐ「人」の存在が極めて重要です。

小中学校では、一斉読書が定着してきており、全校児童生徒、教職員で継続して取り組んでいます。また、各教科等の学習において、図書館資料を積極的に活

用する授業を展開するよう努めています。その他、図書委員会の自主的な活動の支援や「読書週間^(注10)」などの関連行事を企画・実施し、児童生徒への働きかけを行っています。

今後は、保護者や地域ボランティアの受け入れなどを工夫し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいくことが必要です。

【取組の方向性】

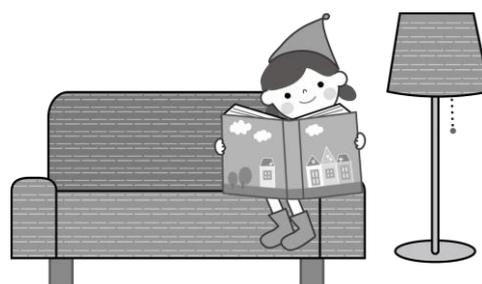
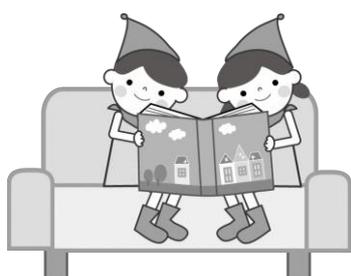
- 司書教諭^(注11)や学校司書^(注12)は、町立図書館の司書とともに読み聞かせ、選書などの研修を行い、資質の向上に努めます。
- 保護者に子どもの読書活動への認識を深めてもらうために、参観日や研修会などの機会を捉えて働きかけを行うなど、子どもと一緒に読書を楽しむ習慣を育むよう努めます。
- 一斉読書や委員会活動・学校行事などを継続して実施し、豊かな読書活動の推進に努めます。
- 町立図書館の司書と学校司書が連携して、適切な資料の選定・提供に努めます。
また、学級へのセット貸出^(注13)を継続して読書活動を支援します。
- 特別な支援を要する子どもが読書に親しむことができるよう、町立図書館からの団体貸出などを継続して実施し、読書環境の充実に努めます。
- 読み聞かせボランティアの積極的な受け入れを行い、読書に親しむ機会を増やすよう努めます。
- 様々な学習場面を通して、読書への関心を高めるために本を紹介する機会を取り入れます。

(注10) 読書週間：終戦まもない昭和22年、まだ戦いの傷跡が至るところに残っている中で「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わって、11月17日から、第1回『読書週間』が開催されました。翌年の第2回からは10月27日～11月9日（文化の日を中心にした2週間）と定められ、現在に至っています。『読書週間』が始まる10月27日が、「文字・活字文化の日」に制定されています。

(注11) 司書教諭：学校図書館（図書室などを含む）のためにおかれる教員のことで、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第5条の第1項には「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と定められています。

(注12) 学校司書：学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。2015年4月1日施行の改正学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と初めて規定されています。

(注13) セット貸出：町立図書館で小学校の学年別に本を選び、学級貸出用セット本（学級文庫）として各クラスに配本し、入れ替えを毎月行っています。



(4) 保育所での読書活動の推進

【現状・課題】

保育所は、乳幼児がはじめて集団生活を経験するところであり、保育士や友達との関わりを通し、家庭と一体となった豊かな心と体の保育を目指しています。その中で0歳から就学前までの子どもが、絵本に興味や関心を持ち自発的に絵本に親しむことができる環境を整え、年齢や発達、季節に応じていつでも好きな本を手に取り、見ることができるように、「絵本コーナー」を設置しています。「絵本コーナー」には、保育所の本だけでなく町立図書館の本も置き、毎週絵本の貸し出しを行い、家庭での絵本の読み聞かせに活用しています。また、毎日の保育の中に絵本の読み聞かせを取り入れ、絵本の楽しさ面白さを共有する中で、一人ひとりの想像力や感情が豊かになり、ごっこ遊びや表現活動へと展開しています。

町立図書館と連携して、保育士・ボランティアなどと共に情報交換や研修の機会を設け、選書や読み聞かせにより一層の資質の向上に取り組んでいます。

今後は、保護者に乳幼児期の絵本の読み聞かせ（人の声で読み聞かせをすること）の重要性を伝え、取り組んでいくことが必要です。

【取組の方向性】

- 絵本の楽しさや面白さを、友達や保育士と共有する経験をつくるよう努めます。
- 乳幼児期にふさわしい絵本・紙芝居・物語などの充実に努めます。
- 町立図書館の団体貸出や読み聞かせなどを継続して行い、子どもが幅広く楽しい本に出会える機会をつくります。
- 読み聞かせボランティアの積極的な受け入れを行い、絵本に親しむ機会を増やすよう努めます。
- 保護者に乳幼児期の読み聞かせの重要性を伝え、子どもと一緒に絵本を楽しむ習慣を育むよう啓発に努めます。

(5) 障がいのある子どもへの読書活動の推進

【現状・課題】

町立図書館では、布絵本の資料を活用していますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体の不自由など、さまざまな障がいの種類や程度に応じた読書活動ができる施設の整備は十分整っているとはいえません。それぞれの要望に応じて、必要な資料を揃えたり、県立図書館からの貸し出しなどのサービスを利用したりするなど、今後も取り組みが必要で

【取組の方向性】

- 町立図書館の司書は障がい者サービスの研修を受け、ボランティアとも連携して、障がいのある子どもが、読書に親しめる環境を整えるよう努めます。

2 環境の整備と活動を支える人の育成

(1) 家庭・地域での読書環境の整備

【現状・課題】

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに、本に親しむことができる環境をつくることが重要です。町立図書館は、子どもが学校・保育所以外で様々な本と出会える場所であり、地域における読書活動の中核的な役割を果たすよう努めることが必要です。

【取組の方向性】

- 今後もブックスタート、ブックセカンド、ブックサード事業の実施により、家庭ですぐ近くに本があり、読み聞かせができるきっかけをつくります。
- 町立図書館・保育所・子育て支援センターでは、身近に本が借りられる環境を整え、読書習慣を付ける取組を支援します。また、移動図書館車^(注14)を備え、来館することが難しい地域を中心としたステーションを巡回することで、より一層子どもに本が届くよう努めます。

(2) 町立図書館の整備

【現状・課題】

現在、厳しい財政状況の中で、町では3つの図書館を整備し、学校図書館などと連携して読書活動の振興に努めています。しかし、利用促進の面では今後、一層の努力が求められており、より身近に本が借りられる環境をつくる必要があります。

【取組の方向性】

- 児童図書資料費が確保できるよう努めます。
- 鳥取県内の図書館横断検索システムにより、図書館ネットワーク^(注15)を活用します。
- 町立図書館と学校図書館のシステムの統合により、利便性を向上させ、資料の有効活用を図ります。
- 児童図書に関する専門的な知識を有する司書の適正配置の充実と、研修による資質の向上に努めます。
- 町立図書館が中心となって、町内の保育所・子育て支援センター・学校の司書教諭などと情報交換会や研修会の開催を計画します。

(3) 学校司書の配置

【現状・課題】

平成27年4月に中学校を1校に、また平成29年度に小学校を4校に統合し、現在では全小中学校に学校司書を選任配置しています。学校図書館は、児童生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられるよう資料を整備し充実させることが重要です。また、子どもの読書活動を活発にするため、学校司書が常に図書館において支援することが大切です。

【取組の方向性】

- 学校司書が選任配置されたことにより、今後さらに学校図書館の充実を図り、一層活用されるよう取り組みます。

(4) 保育所・子育て支援センターの環境整備

【現状・課題】

乳幼児期は、読み聞かせを通して読書の楽しさと出会う大切な時期です。保育所、子育て支援センターでは、絵本や紙芝居などの蔵書の充実と職員の選書などの資質向上のための研修も推進しています。

【取組の方向性】

- 子どもがいつでも本にふれることができる環境をつくり、保育の中で活用します。
- 町立図書館と連携し、子どもの発達段階に合った本の選定と、蔵書の充実に努めます。
- 町立図書館と連携しながら、共同で研修会の開催に努めます。

(5) 読書ボランティアの育成と活動支援

【現状・課題】

子どものよりよい読書環境をつくるには、地域で活動している読書ボランティアの活動が大きな力になります。しかし、読書ボランティアは少ない現状であり、担い手の育成が課題です。

【取組の方向性】

- 保育所・子育て支援センター・学校・町立図書館などで子どもがよい本に出会えるように、地域で読み聞かせなどを実践する読書ボランティアの活動の機会をコーディネートします。
- 研修会、講習会の場を設定し、子どもの読書活動の担い手の育成に努めます。

(注14) 移動図書館車：町立図書館を利用しにくい地域の住民に対し、車に図書を積み定期的に巡回するサービスを行う車。

(注15) 図書館ネットワークシステム：町立図書館に必要な資料がない場合でも、インターネットを利用して県内の図書館の蔵書を横断的に検索・予約し、町立図書館で借り受けするなど、様々なサービスを受けることができます。



3 子どもの読書活動についての啓発・広報

(1) 子どもの読書活動推進のための普及・啓発

【現状・課題】

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもの身近にいる大人自身が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性を理解していくことが必要です。そのために、大人が読書に対する関心と理解を深め、子どもの読書活動を推進する機運を醸成するために幅広く普及・啓発を図るよう努めています。

また、子どもをとりまく環境は電子メディアの急速な普及により、幼少期からインターネット環境が整っており、インターネットとの関わり方を学ぶ機会が必要です。

【取組の方向性】

- 「子ども読書の日^(注16)」や「読書週間」を中心にそれぞれの場所で行う関連行事、講演会や研修会など、あらゆる機会を通して、子どもの読書活動の普及・啓発を行います。
- 電子メディアとの適正な接し方の啓発に取り組みます。

(2) 子どもの読書に関する情報の収集と提供

【現状・課題】

町の広報やホームページ、町立図書館の新着図書案内や保育所や学校のたよりなど、あらゆる機会に子どもの読書に関する情報が提供されることが必要です。

【取組の方向性】

- 町の広報やホームページなどに子どもの読書に関することがらを掲載し、地域住民への情報提供に努めます。
- 子どもの読書活動を支える人材を養成していくための情報発信を行い、幅広い層に呼びかけて、町全体で推進していく体制を整えるよう努めます。

(注16) 子ども読書の日：国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものです。この日を中心に、国や地方公共団体では、さまざまな取り組みが進められています。



第4章 効果的な推進のために

1 子どもの読書活動推進体制の整備

- 地域を支える次世代の人材を育成することは、町にとって重要な責務であり、人材育成に読書が果たす役割も大きなものがあります。町と民間団体が協力して、地域ぐるみで読書活動を推進するための体制を整えます。
- 「八頭町子どもの読書活動推進計画」を基に子どもの読書環境を整えるため財政上の措置を講じるよう努めます。さらに、この推進計画に示された各種施策のための具体的な取組が展開されるよう関係機関に働きかけていきます。

2 関係諸機関との連携・協力の促進

- 子どもの読書活動推進を効果的に実践していくために、関係諸機関が連携し、情報交換しながら、協力して取組を進めます。
- 長期的に子どもの読書活動の取組が行われるために、推進計画の普及・啓発と合わせて、具体的な方策の検討や見直しを行います。

3 目標値の設定

子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

項目		2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和5年度) 目標
家庭において、乳幼児の子どもに絵本などの読み聞かせをしたり一緒に本を読んだ日が1週間で1日以上ある場合 (出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会)	乳幼児 保護者	97.0%	97.5%
「読書」が好きな子どもの割合 (出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会)	小学3年生	86.0%	向上
	小学6年生	82.3%	
	中学3年生	76.3%	
1か月に1冊も本を読まない割合（不読率） (出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会)	小学3年生	5.6%	5%以下
	小学6年生	2.3%	2%以下
	中学3年生	11.9%	11%以下
家や図書館で平日に10分以上読書する割合 (出典：子どもの読書活動に関するアンケート調査／八頭町教育委員会)	小学3年生	73.5%	80%
	小学6年生	88.4%	90%
	中学3年生	68.6%	70%
一斉読書実施率 (出典：実施状況調査／八頭町教育委員会)	小学校	93.5%	100%
	中学校	100%	
学校図書館図書標準達成率 (出典：30年度学校教育実施状況調査／八頭町教育委員会)	小学校	93.5%	100%
	中学生	100%	
町立図書館主催の行事・イベント開催	町立図書館	36回	継続
子どもの読書意欲を喚起するための企画展示	町立図書館	36回	継続

資料篇

資料

2019年（令和元年）八頭町子ども読書に関するアンケート結果

1. 調査対象

	小学校3年生	小学校6年生	中学校3年生	合計
調査対象	4校	4校	1校	5校
調査人数	145名	130名	143名	418名

※ 町内全小中学校対象学年全員

	保育園年長児保護者
調査対象	5保育所
調査人数	99名

※ 町内全保育所

高校生については、鳥取県が行った「平成29年度子ども読書に関するアンケート結果」のデータを元としている。（県では、県内8校2年生279名へのアンケートを行っている）

2. 調査結果

●表記上の注意点

- ① 以下の理由により、グラフの数値は合計しても100%とまらない箇所がある
 - a.未回答箇所があるため
 - b.数値はすべて小数点第2位切り上げとしているため
- ② 【保育所 年長児保護者】以外は、5%未満の数値を棒グラフ上に表示させていない

参考

平成26年八頭町子ども読書に関するアンケート結果

1. 調査対象

	小学校3年生	小学校6年生	中学校3年生	合計
調査対象	8学級 ※1	8学級 ※1	3学級 ※2	11学級
調査人数	92名	117名	67名	276名

※1 町内全小学校各1学級

※2 町内全中学校各1学級

	保育園年長児保護者
調査対象	4保育所 ※3
調査人数	60名

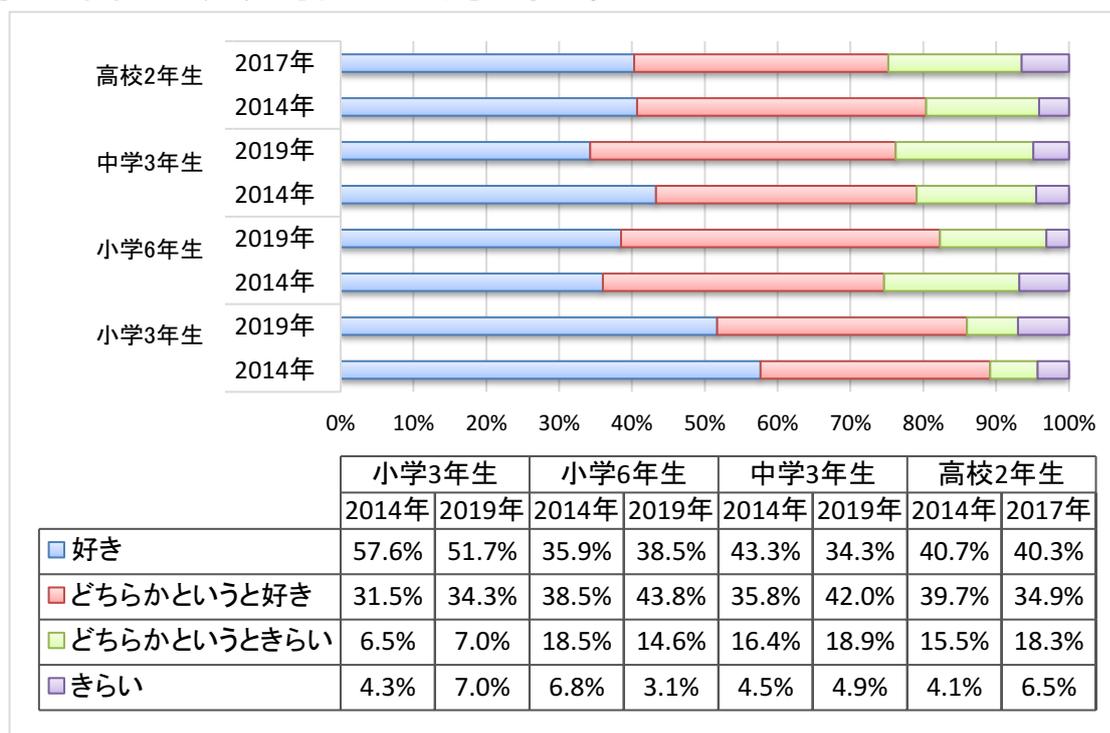
※3 船岡、八東地域の各1保育所、郡家地域の2保育所

高校生については、鳥取県が行った「平成24年度子ども読書に関するアンケート結果」のデータを元としている。（県では、県内8校296名へのアンケートを行っている）

【児童・生徒】

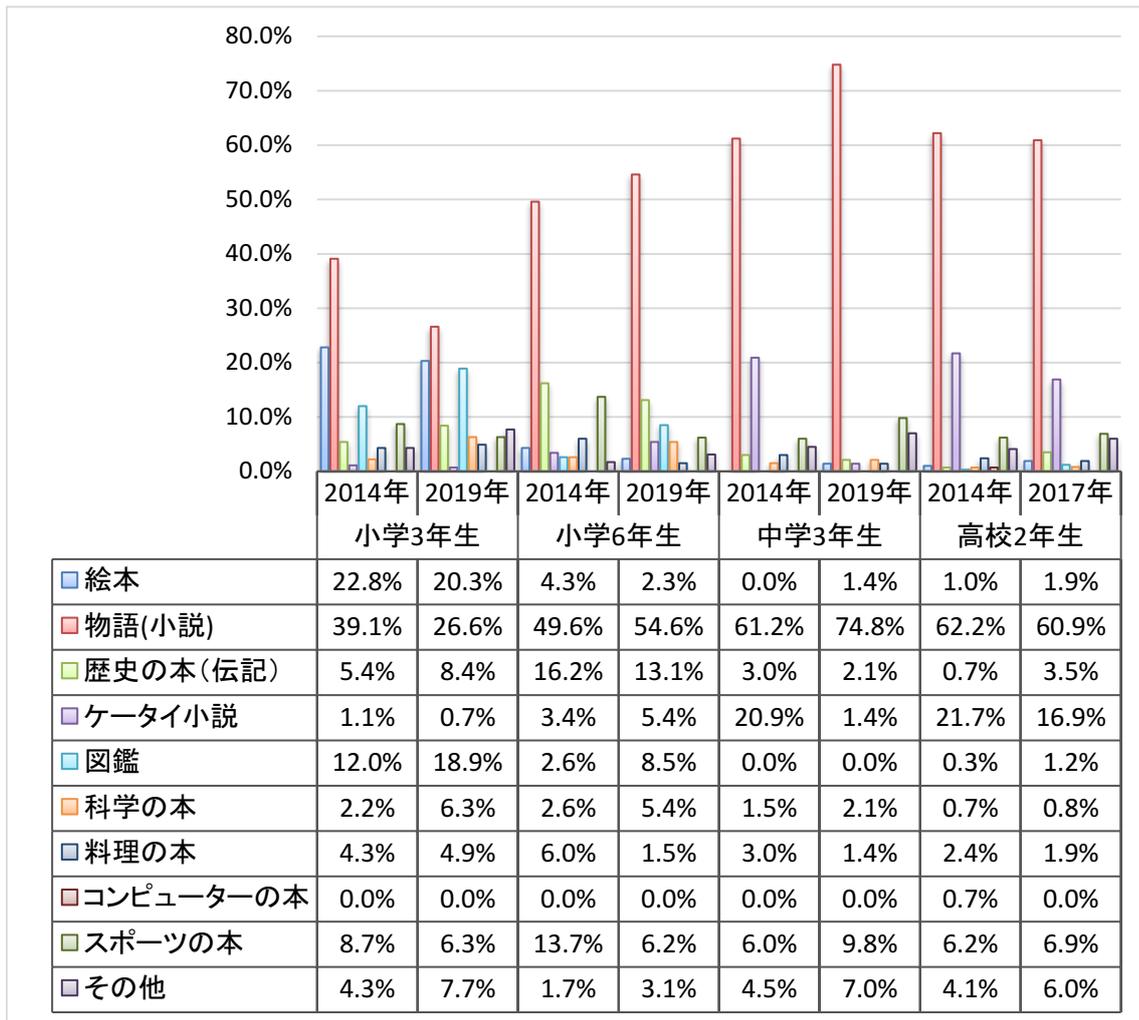
1) 読書に関する意識について

問1 あなたは、本を読むのが好きですか。



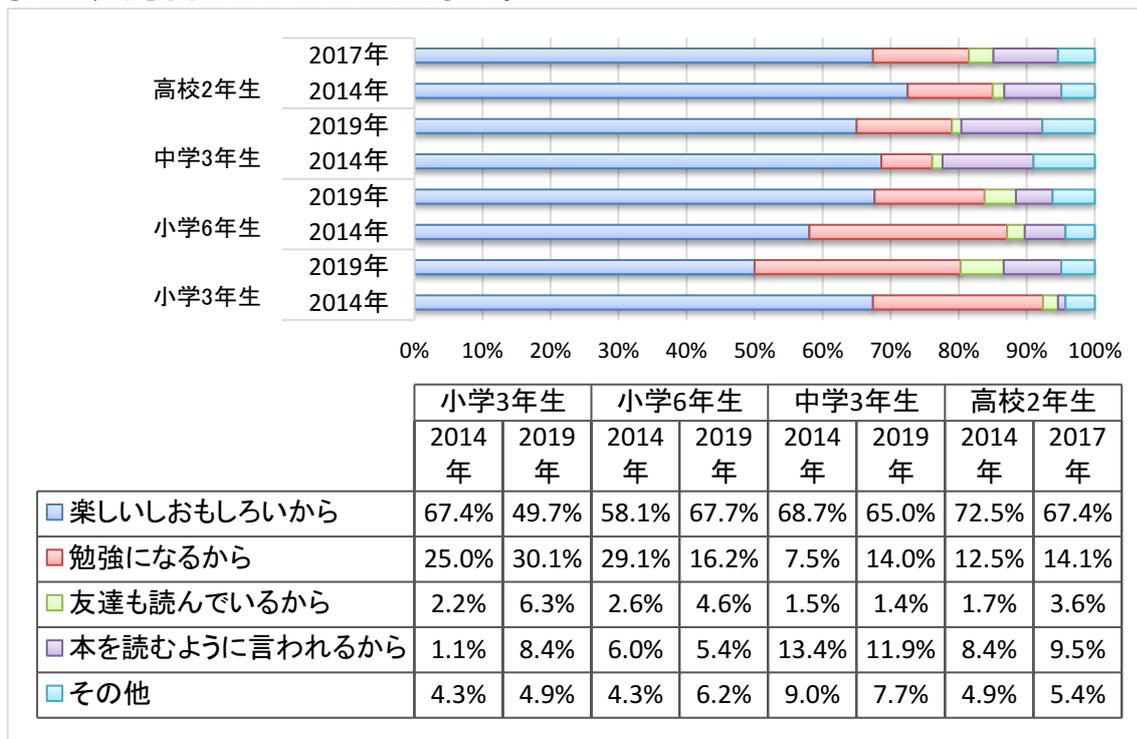
「好き」「どちらかという好き」が、小学3年生と小学6年生は80%程度、中高生は75%程度となっている。「きらい」と答えた小学3年生が倍増し、逆に小学6年生は半分に減少している。

問2 あなたは、どんな本をよく読みますか。



小学3年生から高校2年生まで最もよく読む本は、「物語（小説）」である。また、全体的にスポーツの本が好まれている。小学3年生は絵本と図鑑を好み、さらに歴史や科学の本も読まれている。近年は読みやすい図鑑や視覚的な本も増え、以前より親しんでいることが伺える。小学6年生は物語に次いで歴史の本を好んでいる。中学生・高校生で「ケータイ小説」が多いのは、スマートフォンやパソコンの普及が関係していると考えられる。その他、特定の趣味の本やマンガという回答があった。

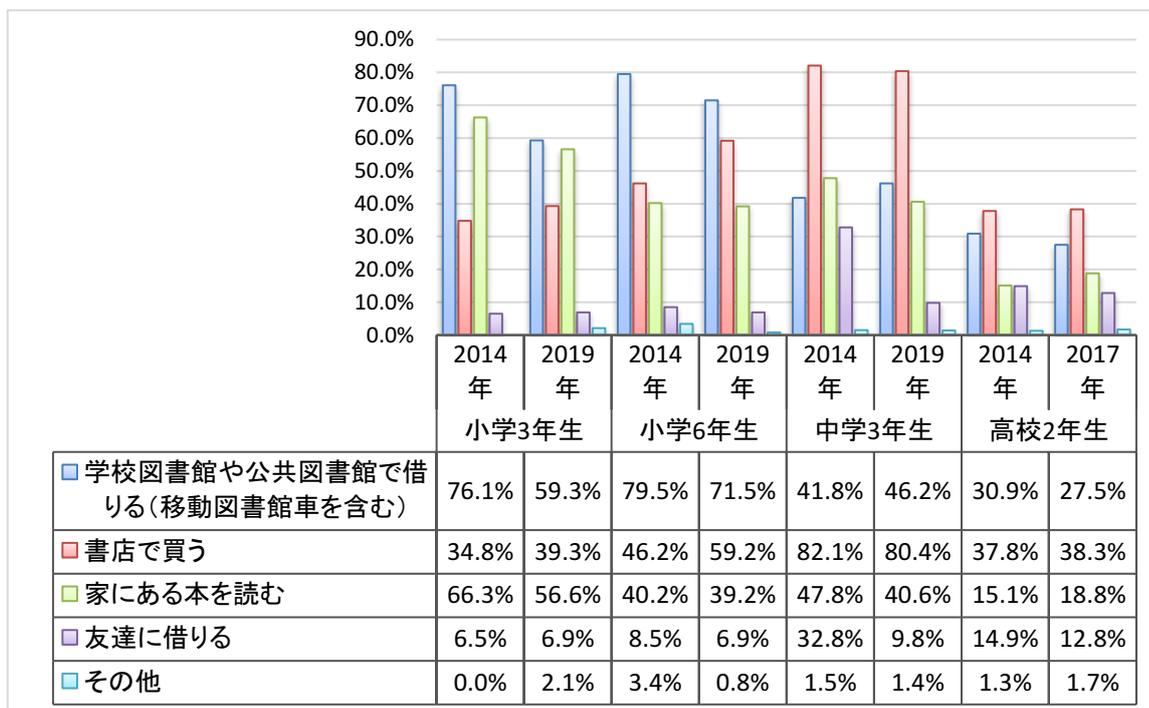
問3 本を読むのはどうしてですか。



本を読む理由として、すべての年代で「楽しいしおもしろいから」との回答が最も多いが、以前より減少傾向にある。小学3年生、小学6年生ともに「友達も読んでいるから」が以前より増え、友人関係から読書へ関心を持つ児童が増えている。小学3年生は「本を読むように言われるから」が増加している。

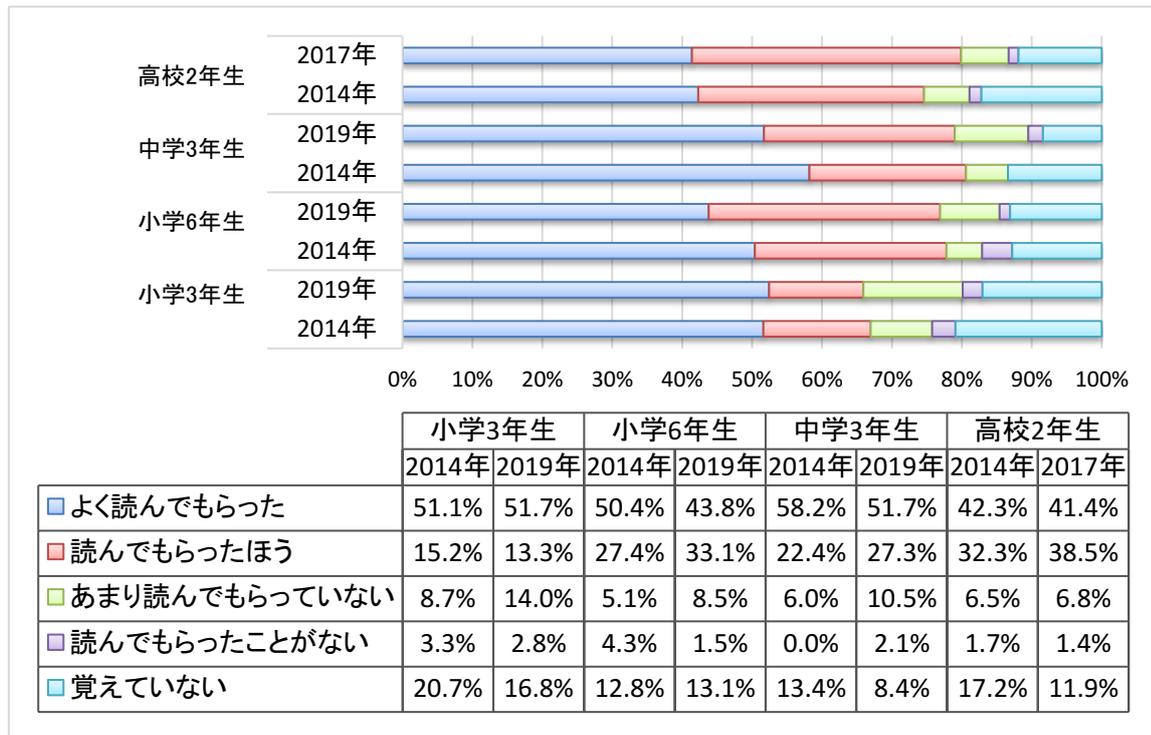
2) 学校や家庭での読書について

問4 あなたは、学校や家で読む本をどのように準備していますか。（高校生以外は複数回答可）



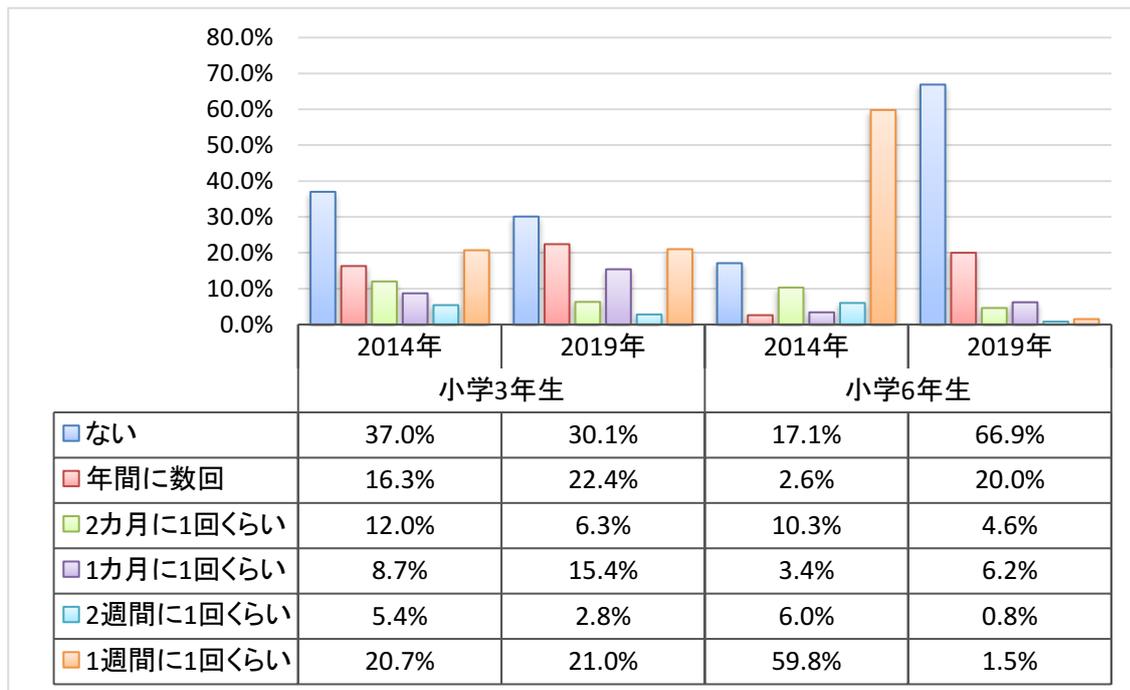
小学3年生と小学6年生は、「学校図書館や公共図書館で借りる」が最も多いが、中学3年生は、「書店で買う」が最も多く、図書館にある本と読みたい本が違ったり、手元に置いておきたいという気持ちが生じているものと思われる。

問5 あなたは、小さい頃（保育所の頃）、家族に絵本等を読んでもらったことがありますか。



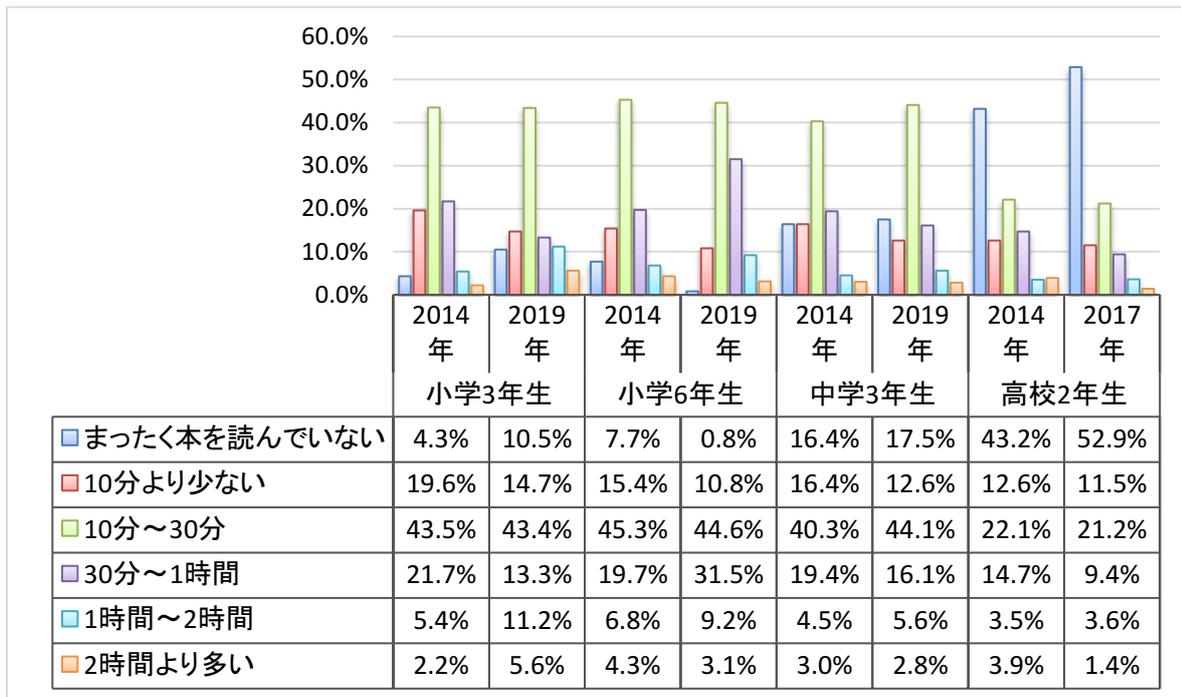
全体的に「よく読んでもらった」「読んでもらったほう」が多く、家庭において読み聞かせが行われていることがうかがえるが、以前より若干減少している。

問6 あなたの家では、親子で一緒に本を読むことがありますか。



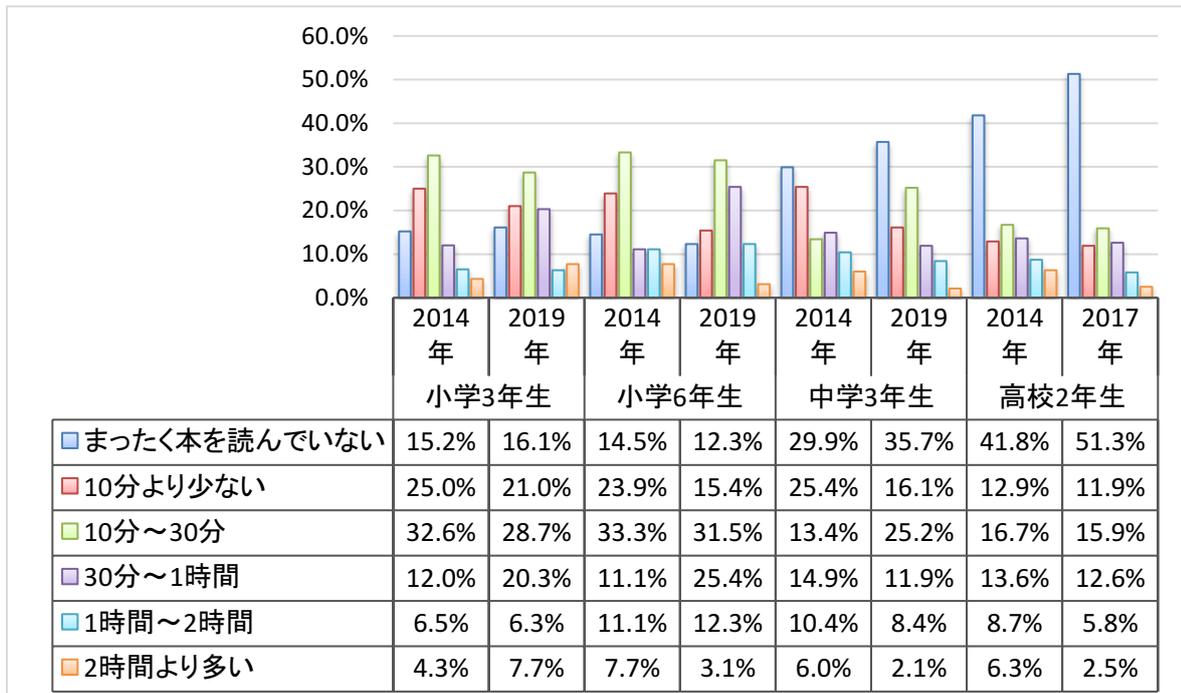
小学3年生は親子読書の経験が「ない」が、以前と同様に最も多い。、また小学6年生も「ない」が大きく増加し、最も多くなっていることから、自読に変化している可能性がある。

問7 あなたは、家や図書館で、平日（月～金曜日）、1日にどれくらいの時間読書をしますか。



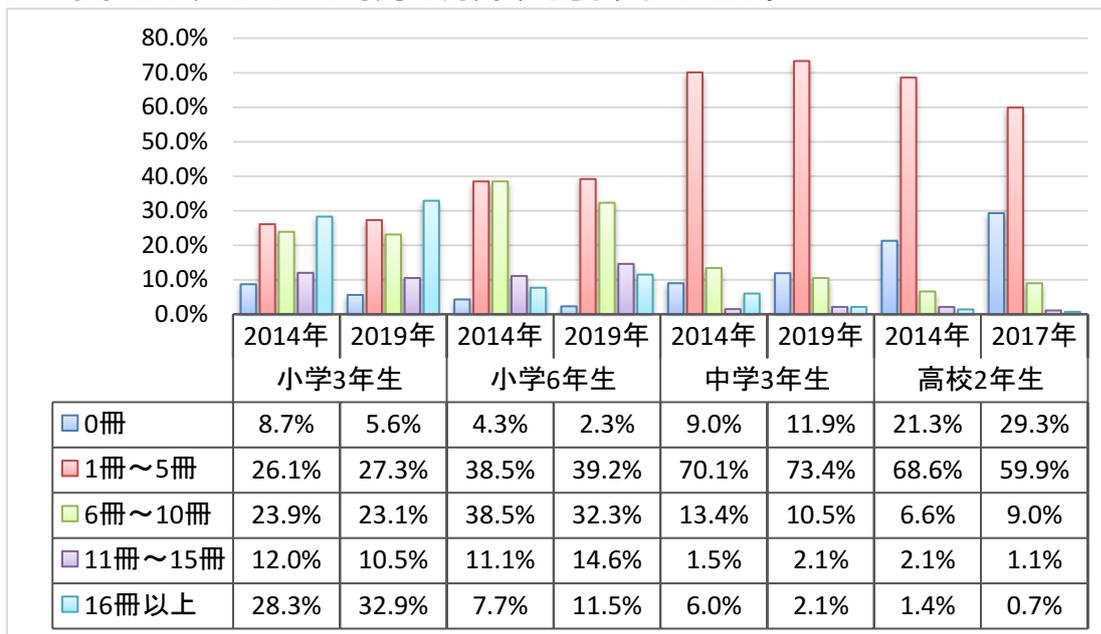
2014年は、平日の学校以外（家庭や図書館など）での読書時間について、「まったく読んでいない」が、年代が上がるにつれ割合が増えていた。今回「まったく読んでいない」と回答したのは、小学3年生が増加し、小学6年生は減少している。また、全体的に「10分～30分」が多くなっている。

問8 あなたは、家や図書館で、休日（土、日、祝日など）、1日にどれくらいの時間読書をしますか。



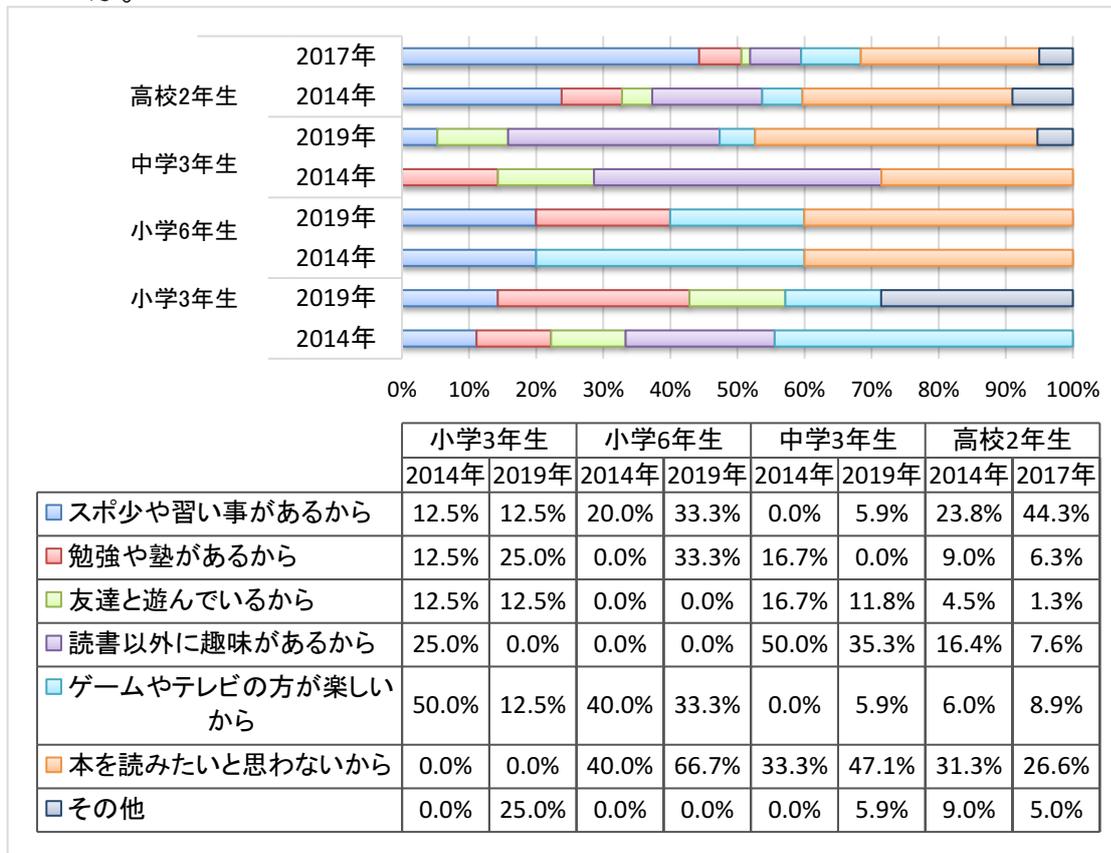
休みの日や学校以外で（家庭や図書館など）での読書時間について、小学6年生以上は「2時間より多い」が減少している。中学生以上になると「まったく本を読んでいない」が増加傾向にある。部活や塾などにより読書の時間が減少していると思われる。

問9 あなたは、この1カ月間に何冊本を読みましたか。



1カ月間読んだ冊数は、小学3年生では「16冊以上」が32.9%と最も多く、読書に親しんでいる傾向が見える。小学6年生は「1冊～5冊」との回答が最も多いが、以前より「16冊以上」が増加している。中学生以上になると「0冊」が増加し、「16冊以上」が減少傾向にある。

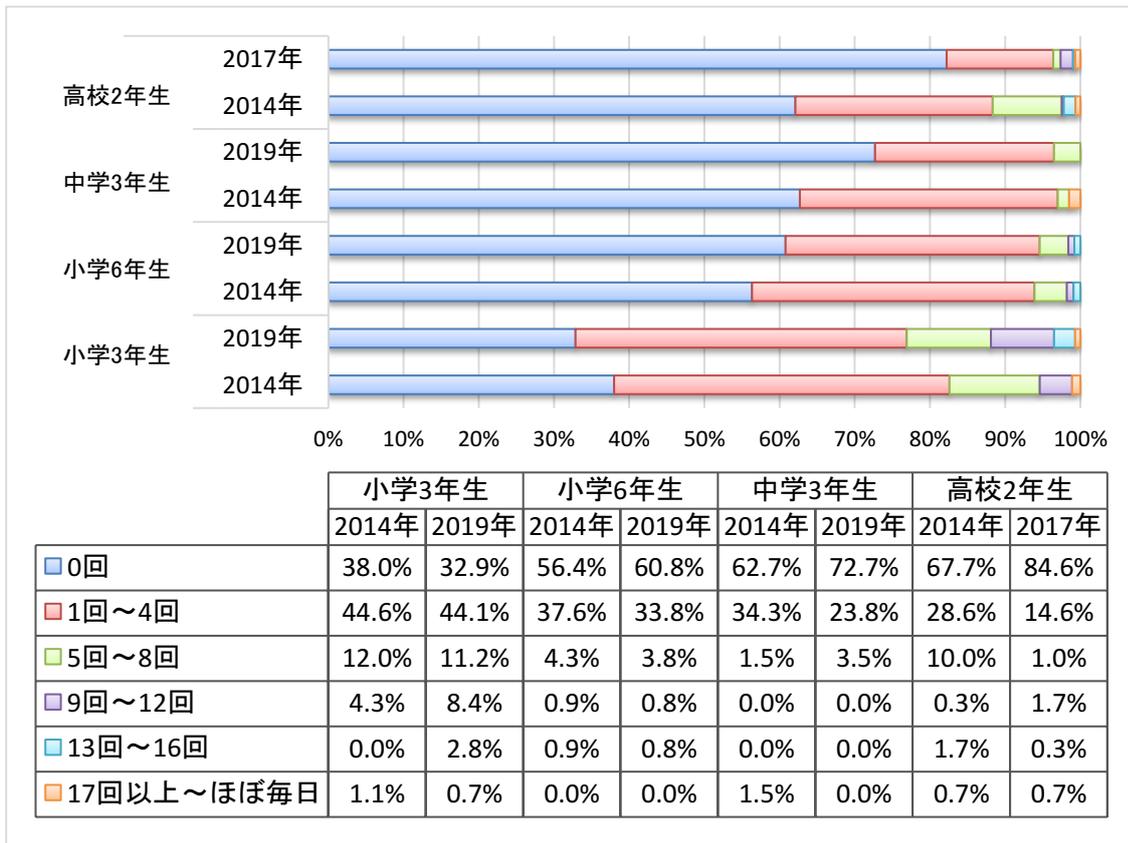
問10 問9で0冊と答えた方にお聞きします。本を読まなかったのはなぜですか。



1カ月間に本を読まなかった理由は年代によって傾向が異なる。小学生は「ゲームやテレビの方が楽しいから」が減少し、「勉強や塾」が増えている。小学6年生以上は「本を読みたいと思わないから」が多い傾向にある。

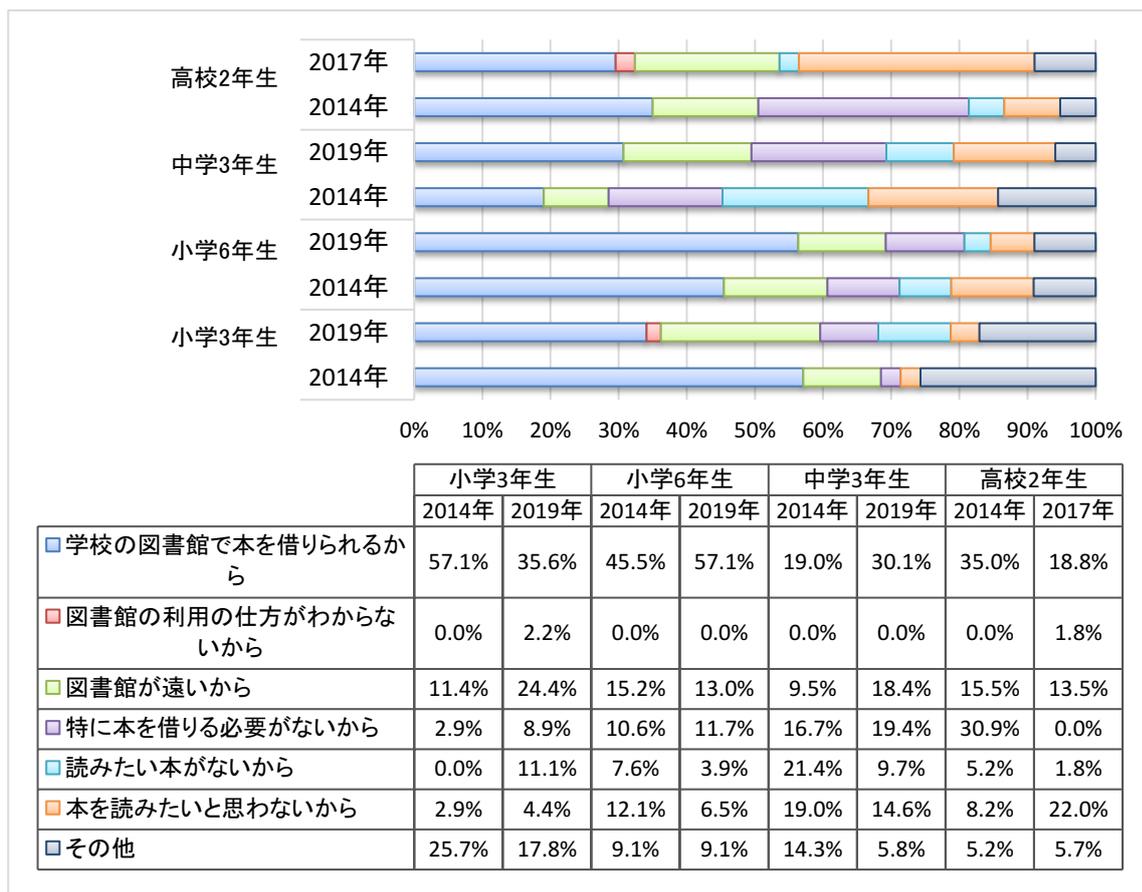
3) 公共図書館の利用について

問11 あなたは、1カ月にどれくらい公共図書館（移動図書館車や県立図書館を含む）に行きましたか。



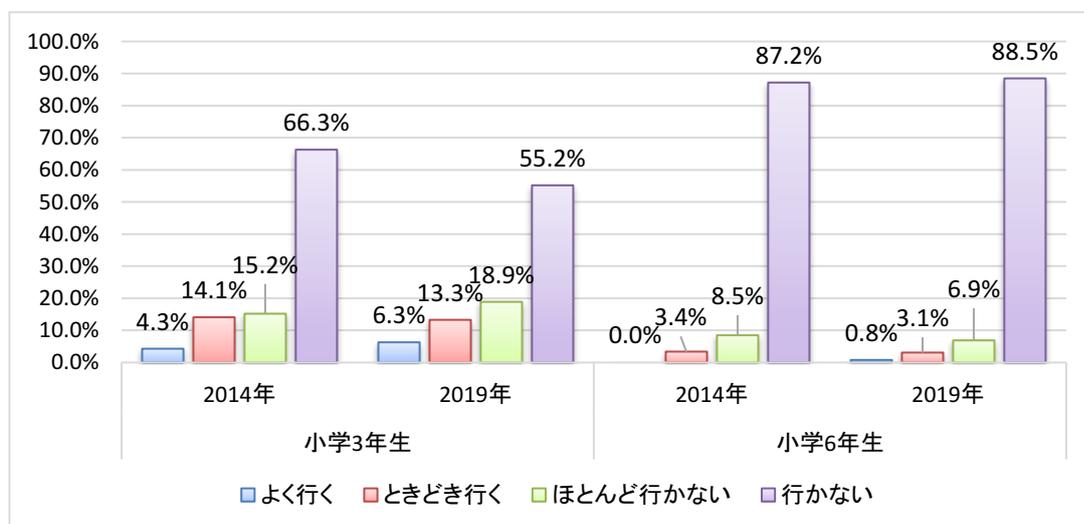
公共図書館の利用については、以前と同様「0回」の割合が学年が上がるにつれ増加し、特に小学6年生以降は半数以上が公共図書館を利用していない。

問12 問11で0回と答えた方にお聞きします。
 公共図書館（移動図書館車や県立図書館を含む）へ行かなかったのは
 どうしてですか。



公共図書館を利用しなかった理由として、小学3年生、小学6年生、中学3年生は、「学校の図書館で本を借りる」が最も多く、高校2年生では「本を読みたいと思わないから」が最も高くなっている。

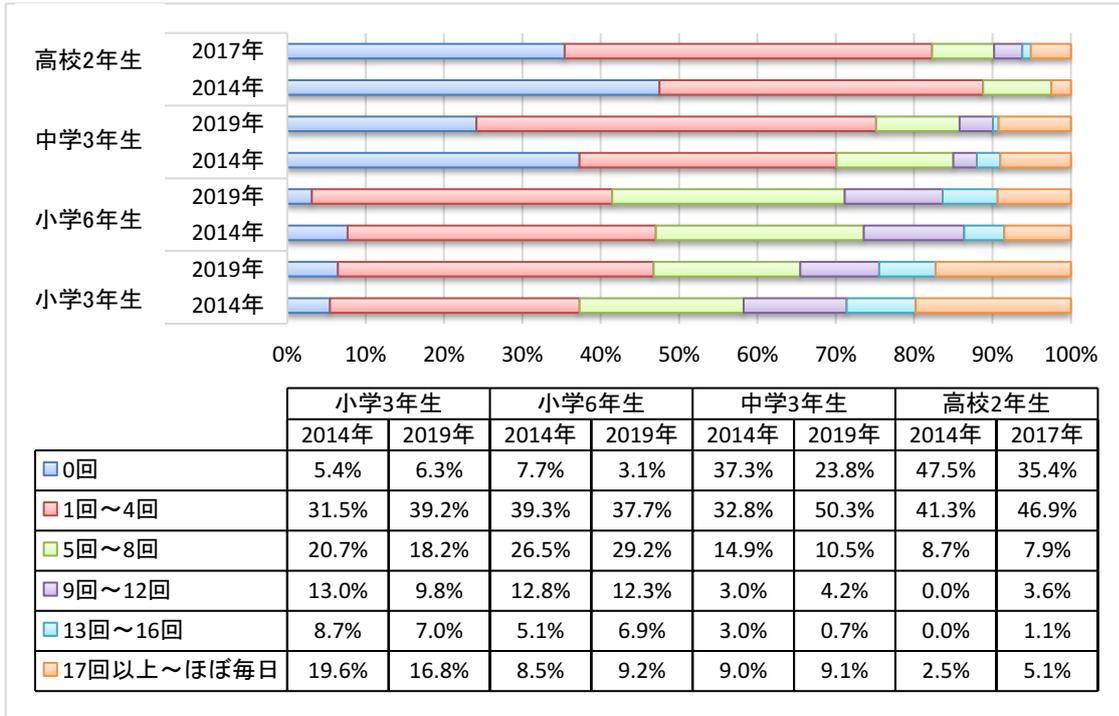
問13 あなたは、公共図書館（県立図書館を含む）で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。



図書館で行われる「おはなし会」の利用について、「行かない」が小学3年生55.2%、小学6年生88.5%と最も高くなっている。また、図書館が遠いと保護者が連れて行く必要があり、子どもが行きたくてもいけない場合も考えられる。保護者への広報活動が大切である。

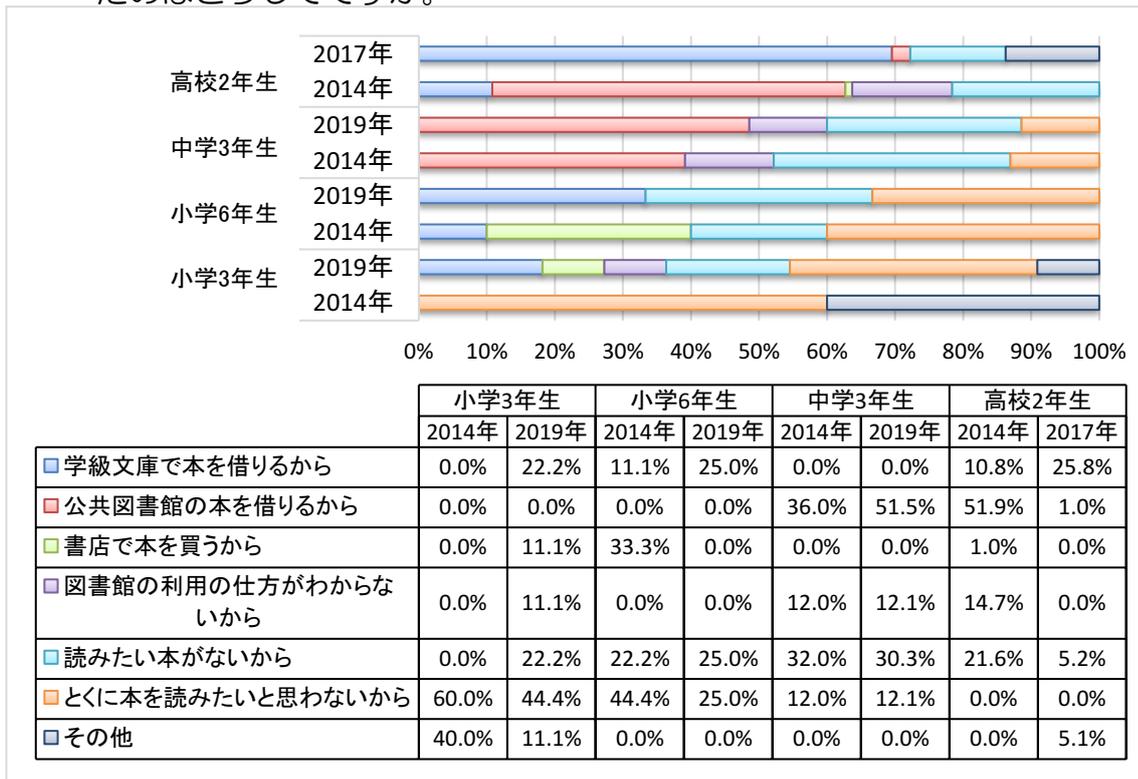
4) 学校図書館の利用について

問14 あなたは、1カ月にどれくらい学校図書館に行きましたか。



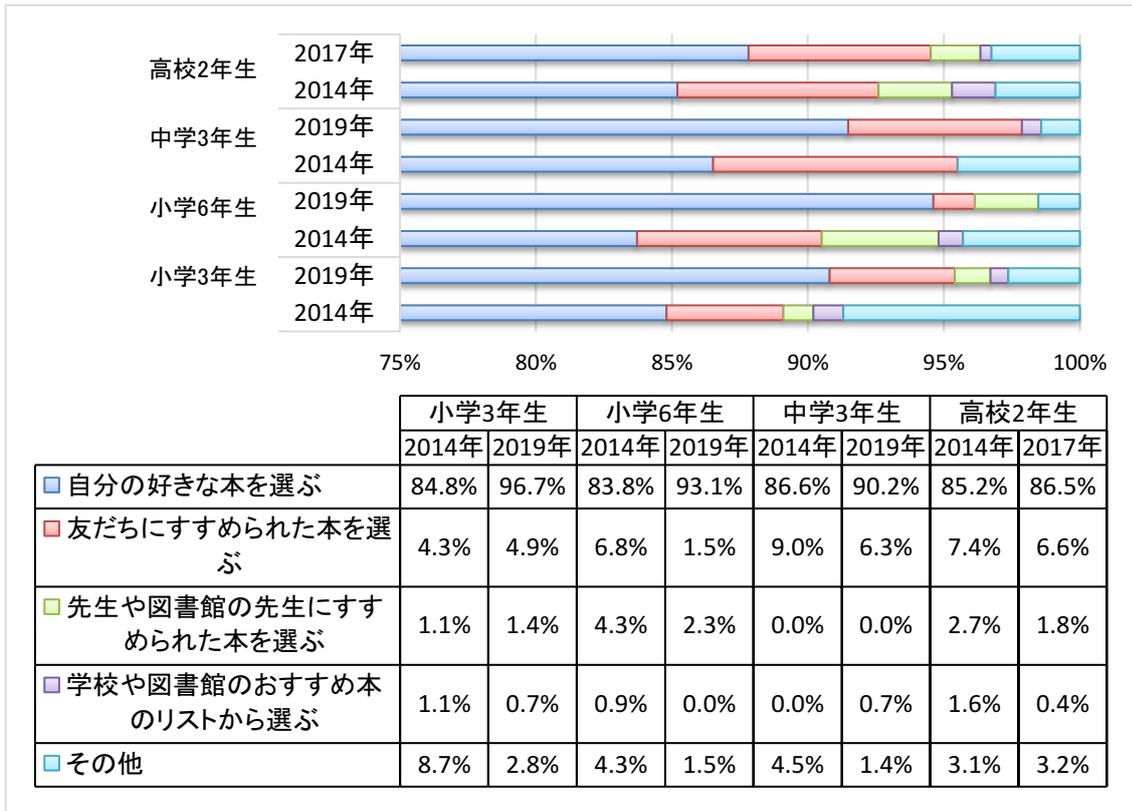
小学6年生以上は「0回」が以前より減り、学校図書館を利用する児童・生徒の割合が高く、子どもにとって魅力ある図書館となっていることがうかがえる。

問15 問14で0回と答えた方にお聞きします。学校の図書館へ行かなかったのはどうしてですか。



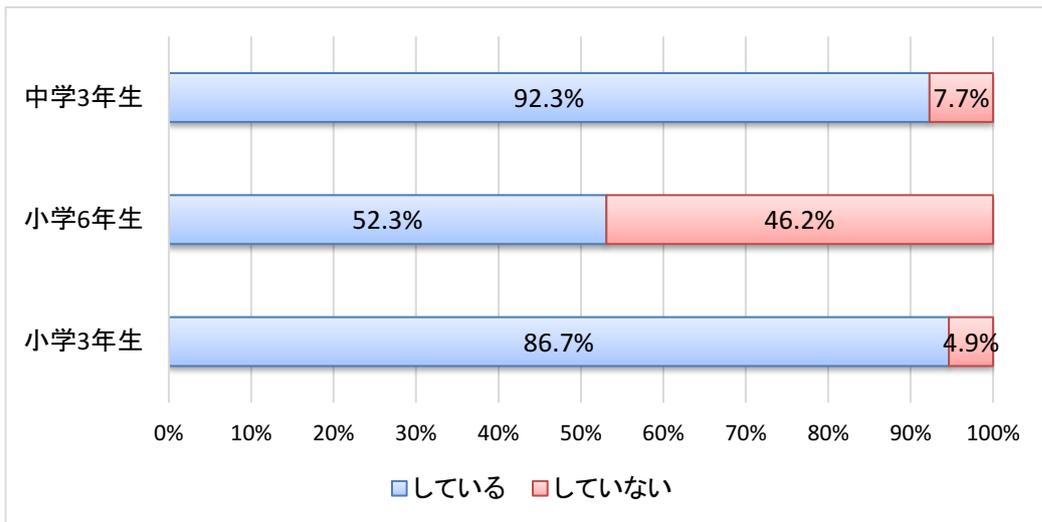
学校図書館を利用しない理由は、中学3年生では「公共図書館で借りる」が以前より高い。小学3年生と小学6年生は、「とくに本を読みたいと思わない」がそれぞれ減っており、公共図書館から支援している学級文庫の本を利用する児童が増えている。今後も支援していく必要がある。

問16 あなたは、本をどのように選んでいますか。



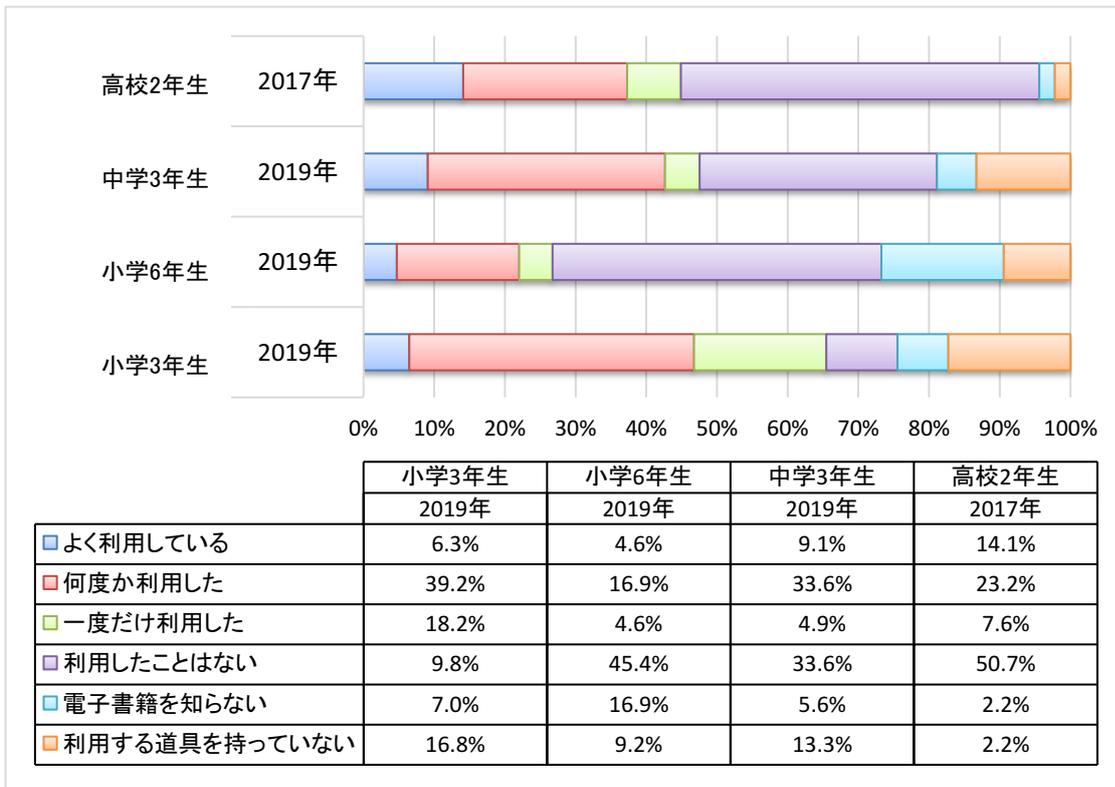
本の選び方として、「自分の好きな本を選ぶ」が最も多く、第三者にすすめられた本を読むことは減っている。

問17 インターネットを利用していますか。



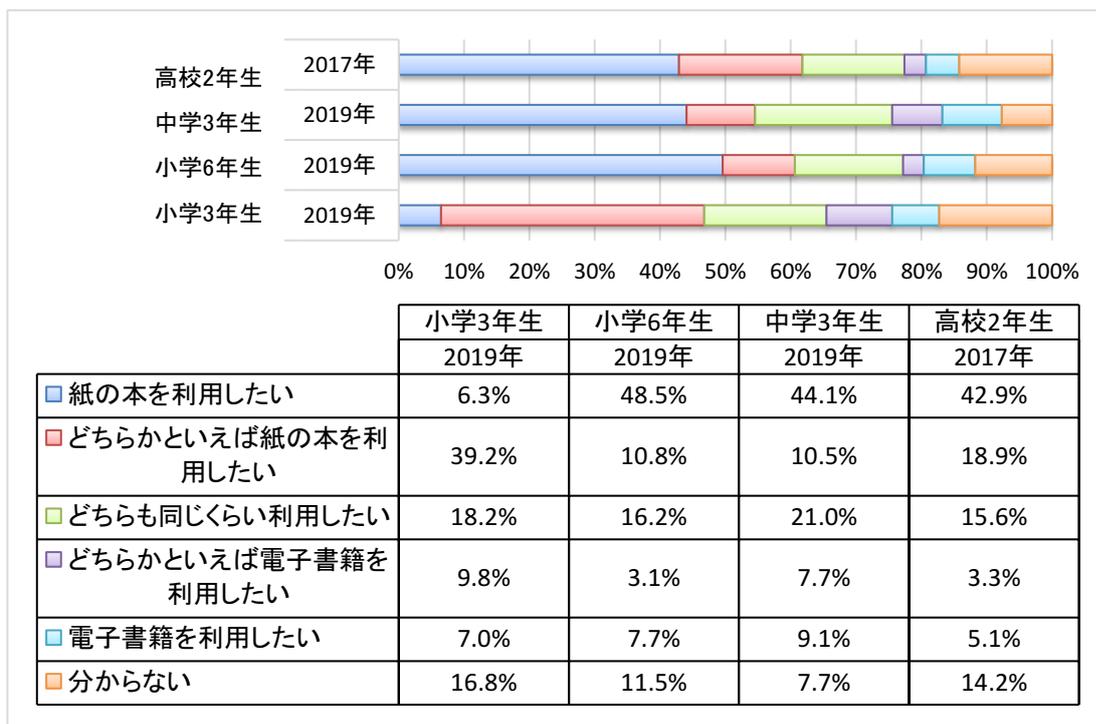
小学3年生と中学3年生は8割以上がインターネットを利用しており、小学6年生も半数以上が利用している。インターネットが普及し、インターネット環境が幼少期から整っていることがうかがえる。

問18 電子書籍を利用したことがありますか。（一つ選んでください。）



小学6年生より小学3年生の電子書籍利用率が高いことから、親のスマートフォンや家庭のパソコンによるものと思われる。中学生以上になると、利用する生徒と利用しない生徒に分かれる。

問19 紙の本と電子書籍のどちらを利用したいですか。（一つ選んでください。）

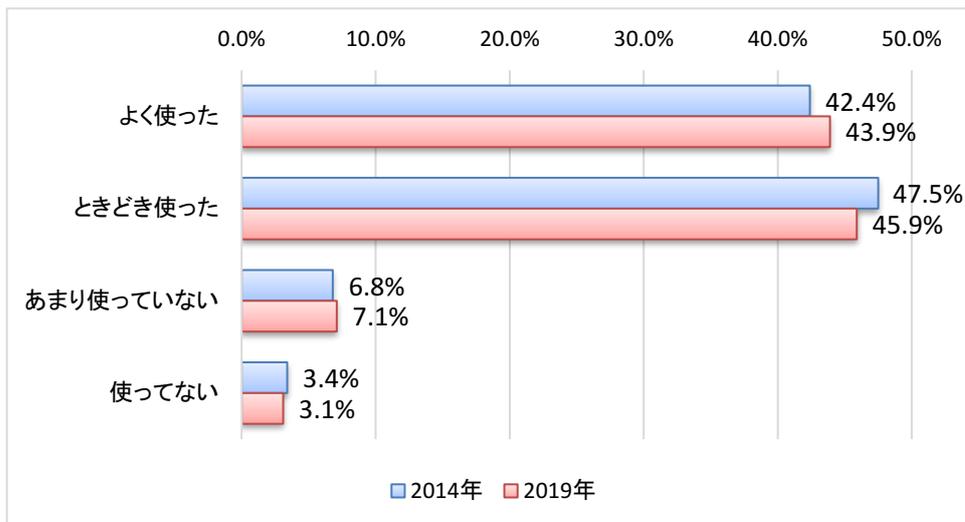


全体的に「紙の本を利用したい」「どちらかといえば紙の本を利用したい」が高い。幼少期からのインターネット環境が大きく影響している。

【保育所 年長児保護者】

1) 読書に関する意識について

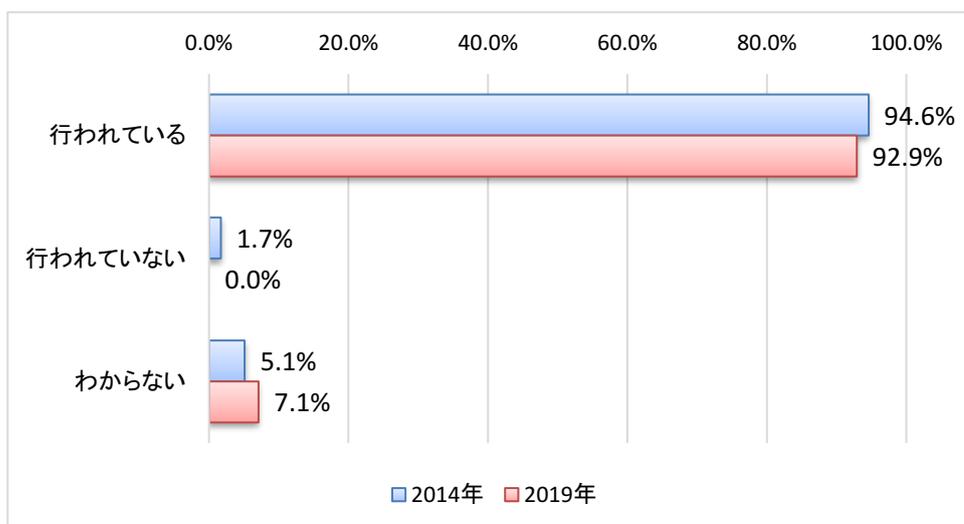
問1 ブックスタート事業（6カ月健診時等に絵本を手渡す事業）でいただいた絵本は、家庭で読み聞かせ等に活用されましたか。



ブックスタート事業でもらった絵本の活用率は、「よく使った」「ときどき使った」をあわせて90%とこれまでと変わりなく家庭での読み聞かせに利用されていることがうかがえる。

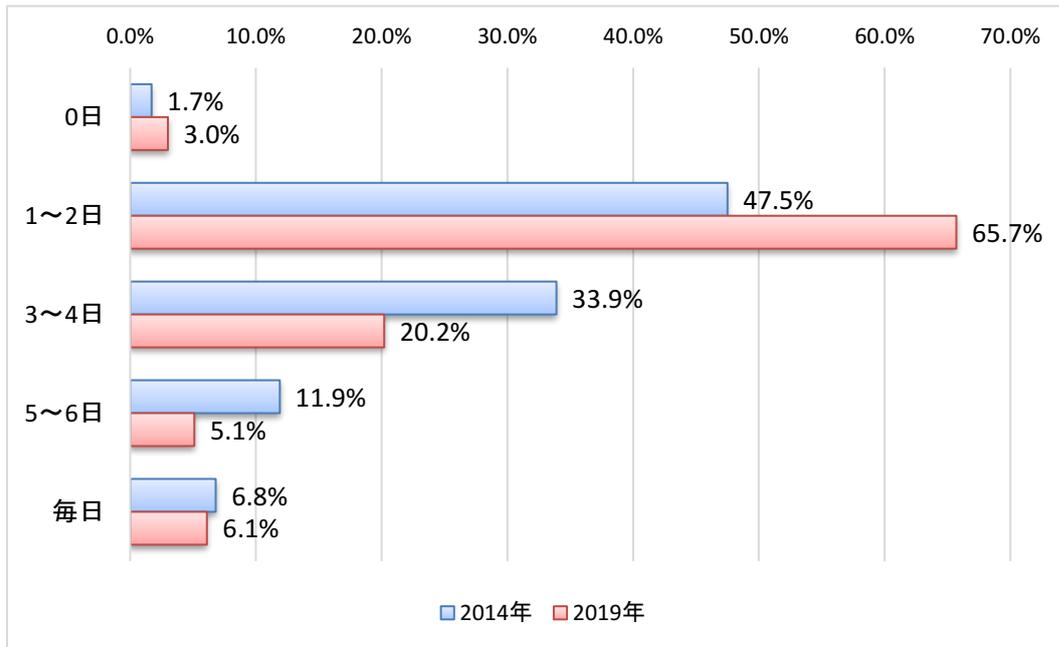
2) 保育所や家庭での読書について

問2 あなたのお子さんが通われている保育所では、読み聞かせやおはなし会が行われていますか。



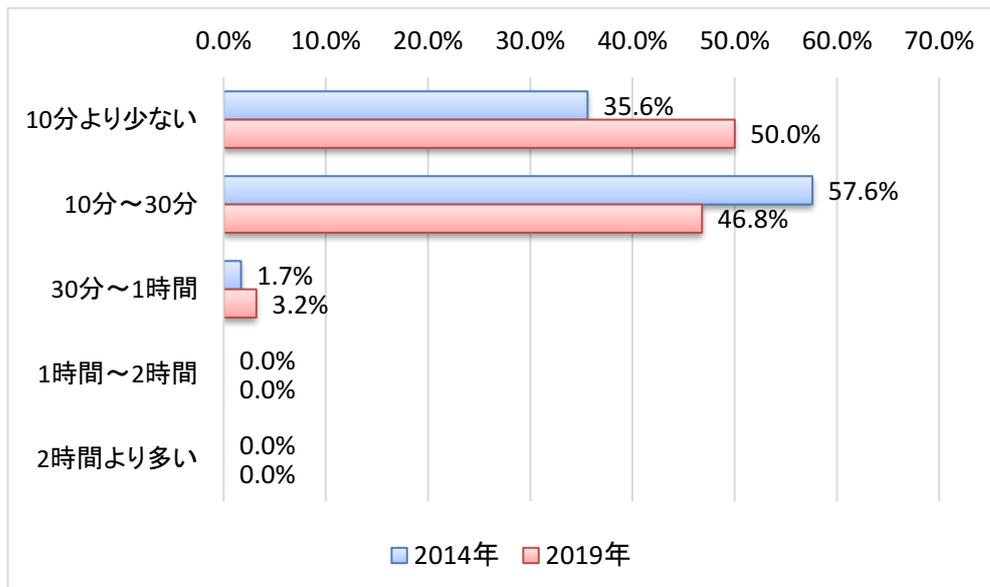
子どもの通っている保育所での読み聞かせについて、93%が「行われている」と回答しており、保護者の認知度は高い。

問3 あなたの家では、1週間にどれくらいお子さんに絵本などの読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりしますか。



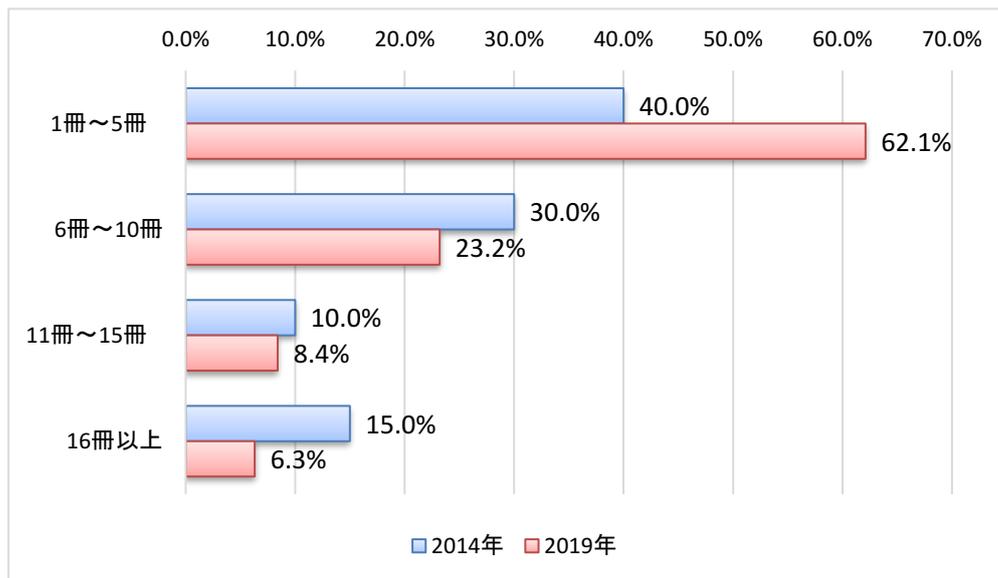
1週間の読み聞かせが「0日」と回答した家庭は若干増えてはいるが、家庭での読み聞かせは定着している。「5~6日」読む家庭が減っていることから習慣化が課題。

問4 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。あなたが、1日にお子さんに本を読んであげる（一緒に読む）時間はどれくらいですか。



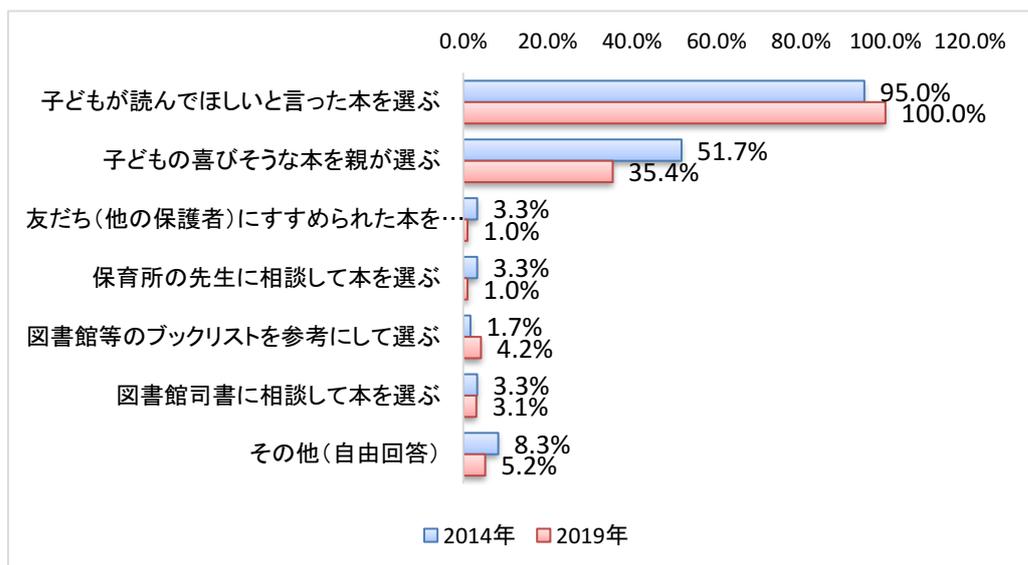
1日の読み聞かせをする時間は「10分より少ない」「10分~30分」がほとんどを占めているが、以前より「10分より少ない」家庭が増えてきている。

問5 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
あなたは、この1カ月間に何冊くらい読み聞かせ（一緒に読む）をしましたか。（同じ本を2回読んだ場合は2冊としてください。）



過半数が1冊～5冊という結果。問4の読み聞かせ時間の減少と比例して読む冊数も減ってきている。

問6 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
あなたは、お子さんに読んであげる本をどのように選んでいますか。（複数回答可）

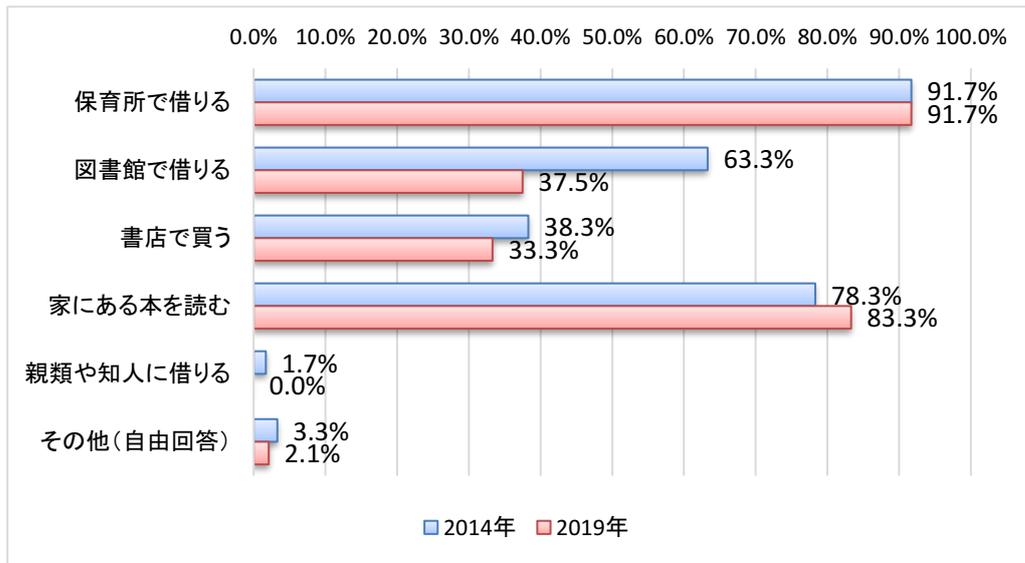


※グラフ枠内パーセンテージは全体に占める割合

【その他・自由回答欄】
 *喜ぶだけでなく伝えたい事の内容の本を選ぶ
 *園で読み聞かせのあったものを家でも読む

読み聞かせを行っている保護者全員が、子どもが読んでほしいと言った本を選んでい
る。全体としてはわずかだが、「図書館等のブックリストを参考にして選ぶ」保護者が増
えている。

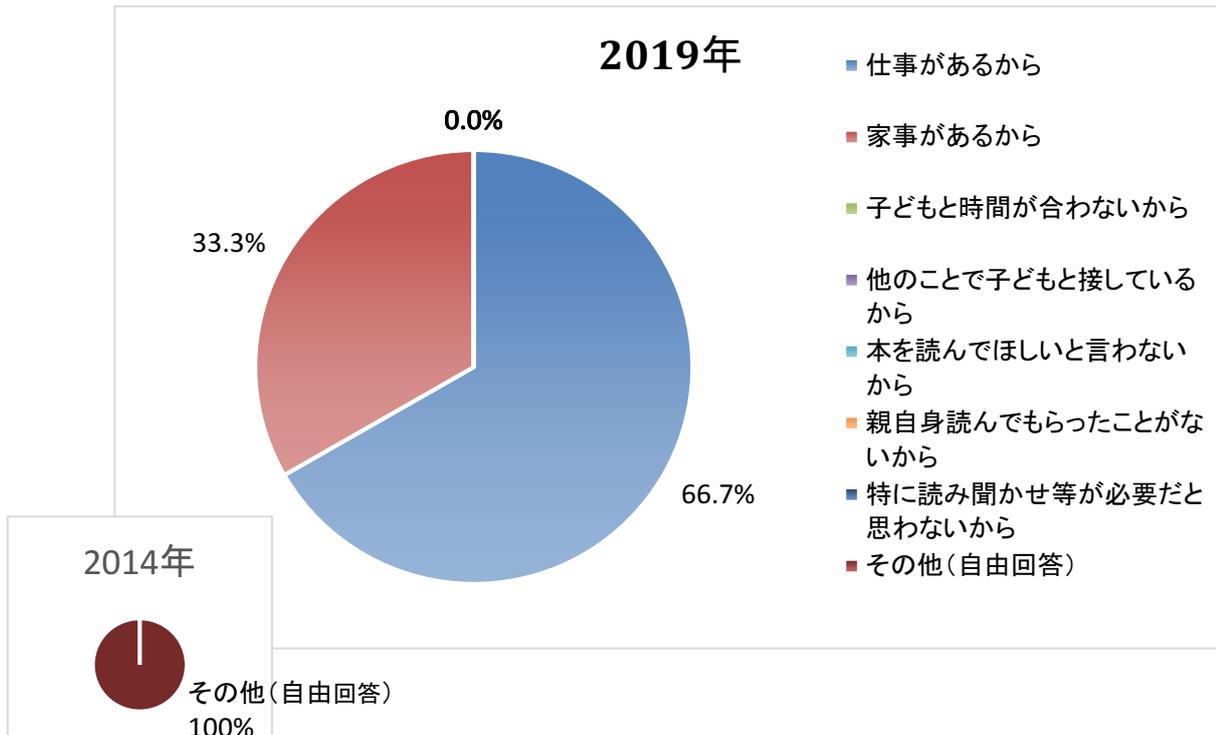
問7 問3で読み聞かせや一緒に本を読んでいる方にお聞きします。
 あなたの家では、読み聞かせをする本や一緒に読む本をどのように準備
 していますか。（複数回答可）



※グラフ枠内パーセンテージは全体に占める割合

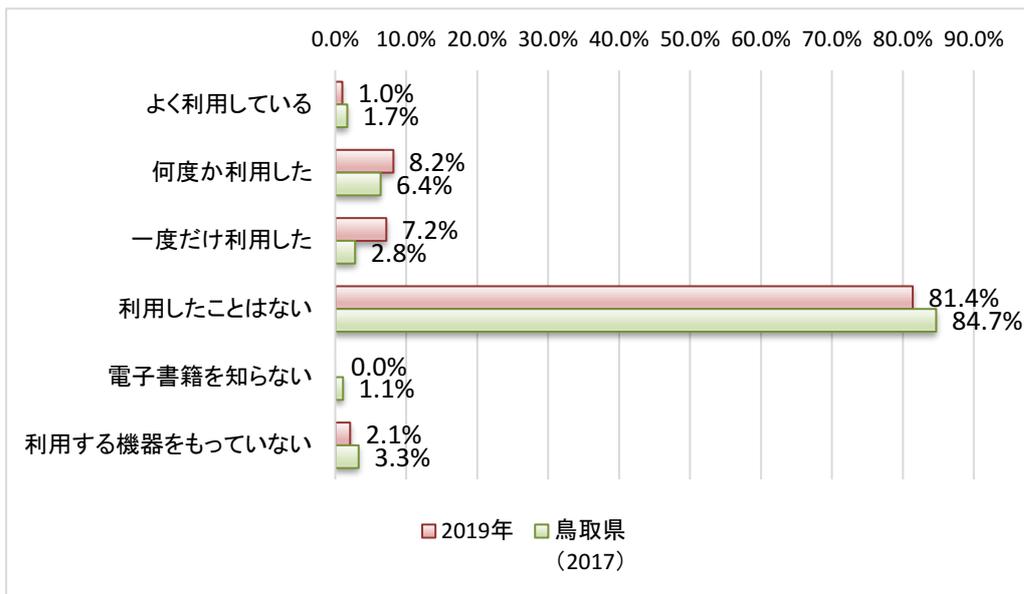
読み聞かせをする本の準備については、91.7%が「保育所で借りる」で最も多い。家にある本や書店で買った本を読む保護者が増え、図書館で借りる保護者が減っている。

問8 問3で0日と答えた方にお聞きします。
 お子さんに読み聞かせをしたり一緒に読んだりしないのはなぜですか。



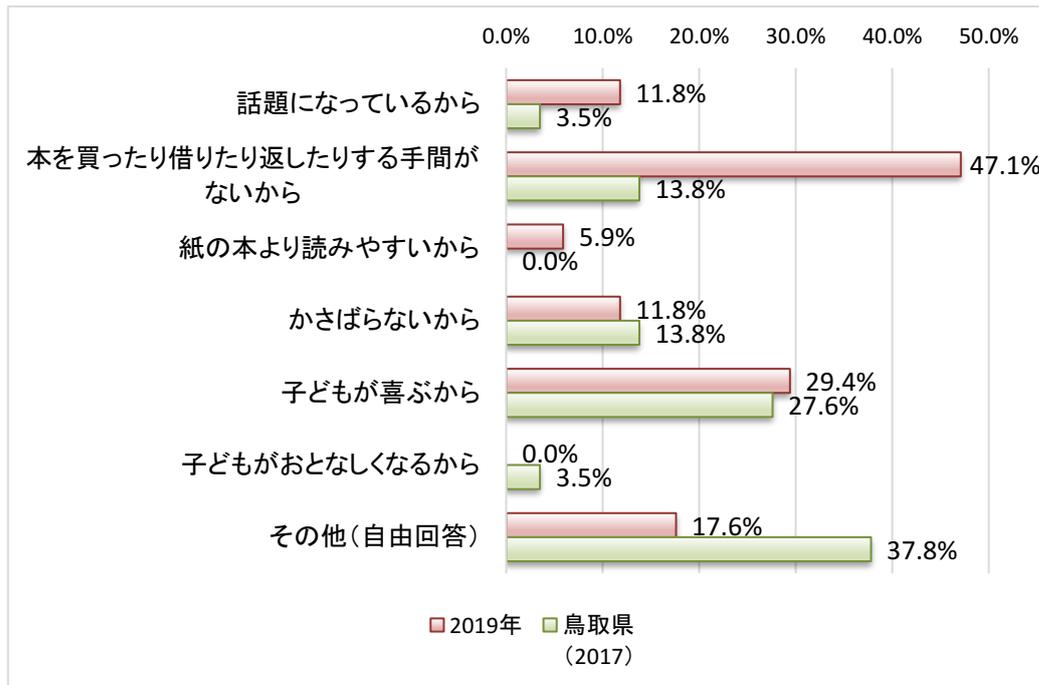
2014年度は問3で「0日」と回答したのは1人。その理由は時間がないことと、子ども自身で読めることを理由としていた。今回は2人が「0日」と回答。仕事と家事に時間が取られ、多忙感がうかがえる。読み聞かせは、子どもと接する大切なツールであることを伝えていく必要がある。

問9 読み聞かせの際に電子端末（タブレット・スマートフォン等）を利用したことがありますか。



ほとんどの保護者が「利用したことはない」を選んでいる。

問10 問い9で利用している又は利用したことがあると答えた方にお聞きします。読み聞かせの際に電子端末（タブレット・スマートフォン等）を利用する理由はなんですか。（複数回答可）

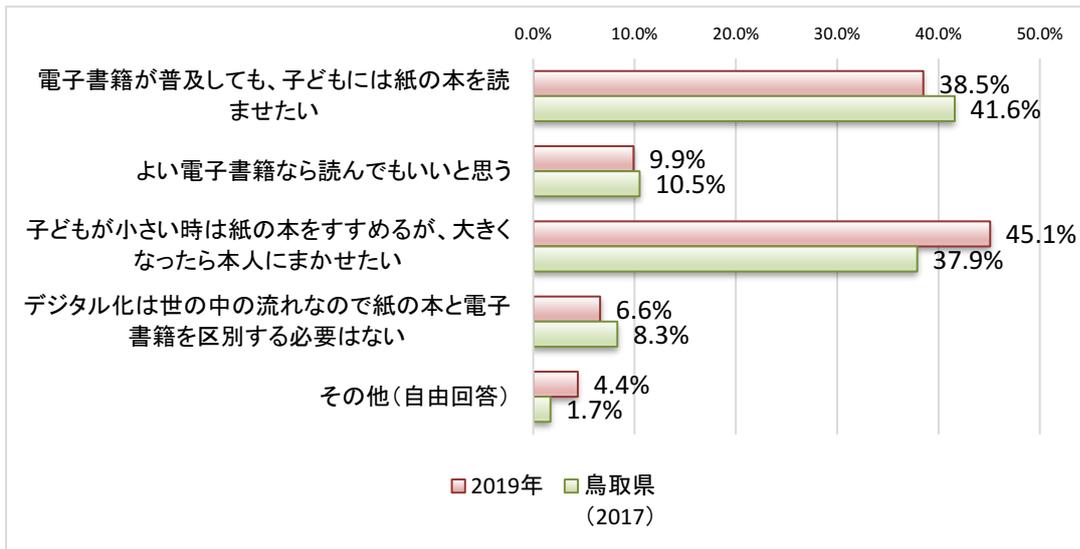


【その他・自由回答欄】

- *子どもが見たいと言ったときにさっと見れるから
- *どんなものか見たかったから

県の回答と比べて「本を買ったり借りたり返したりする手間がないから」が3倍以上も多い。

問11 電子書籍と子どもたちの読書についてどう思いますか。（あてはまるものを一つ選んでください。）

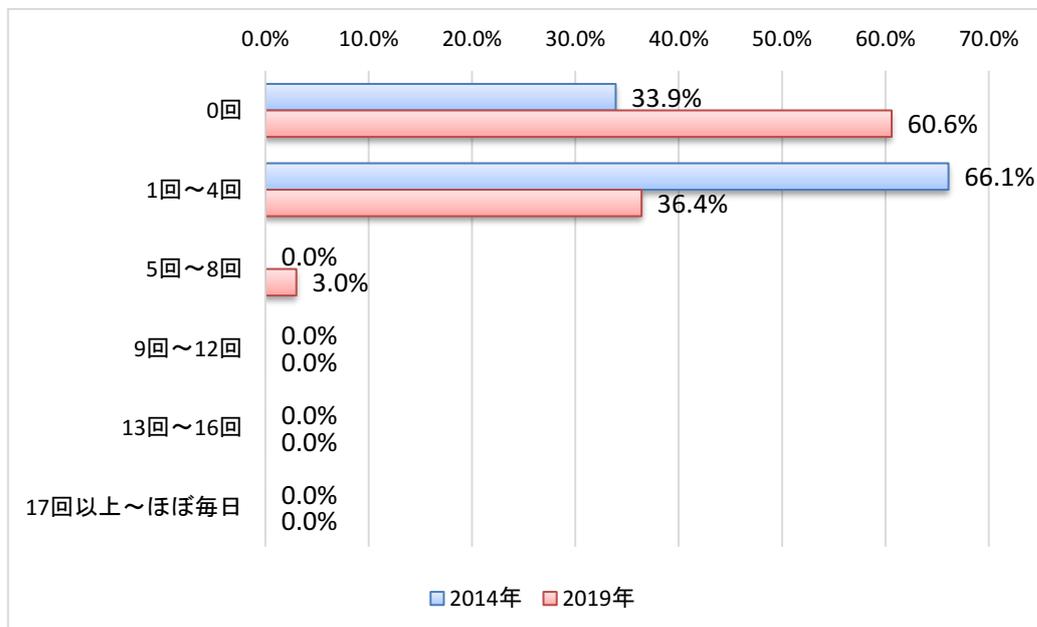


【その他・自由回答欄】
 *紙の本を読ませたい気持ちの反面、時間のなさにスマホを使用してしまうこともあると思っている
 *目などの影響が気になるが、問題なければ使用したい

4割以上の保護者が「子どもが小さい時は紙の本をすすめるが、大きくなったら本人にまかせたい」と回答した。

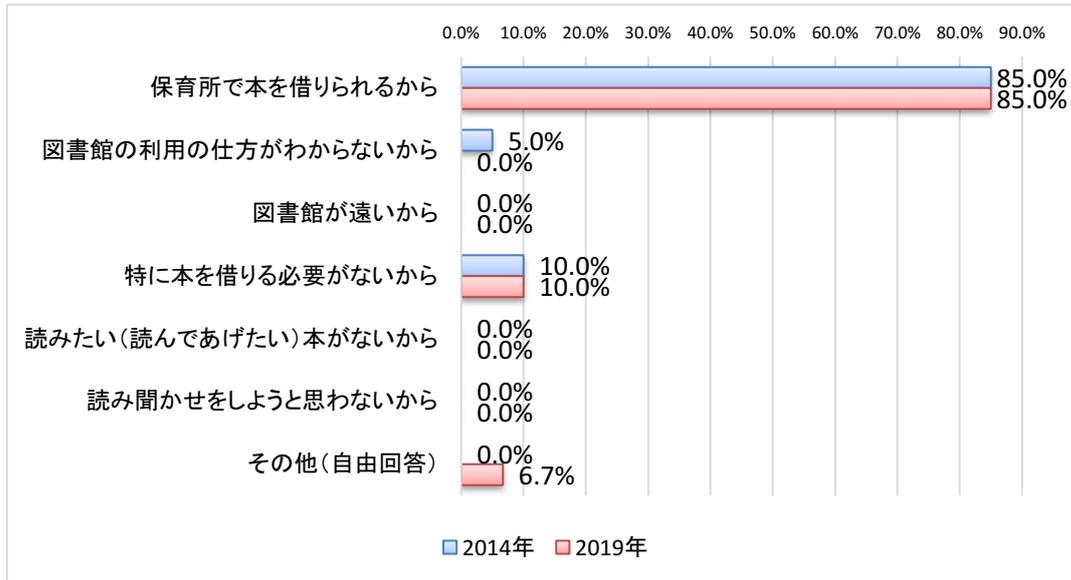
3) 公共図書館の利用について

問12 あなたは、1カ月にどれくらい図書館（移動図書館車を含む）に行きましたか。



1カ月の図書館の利用状況は、「0回」が2014年より2倍近く増えている。一方で「5回～8回」を選んだ保護者があり、利用の仕方に差が見られる。

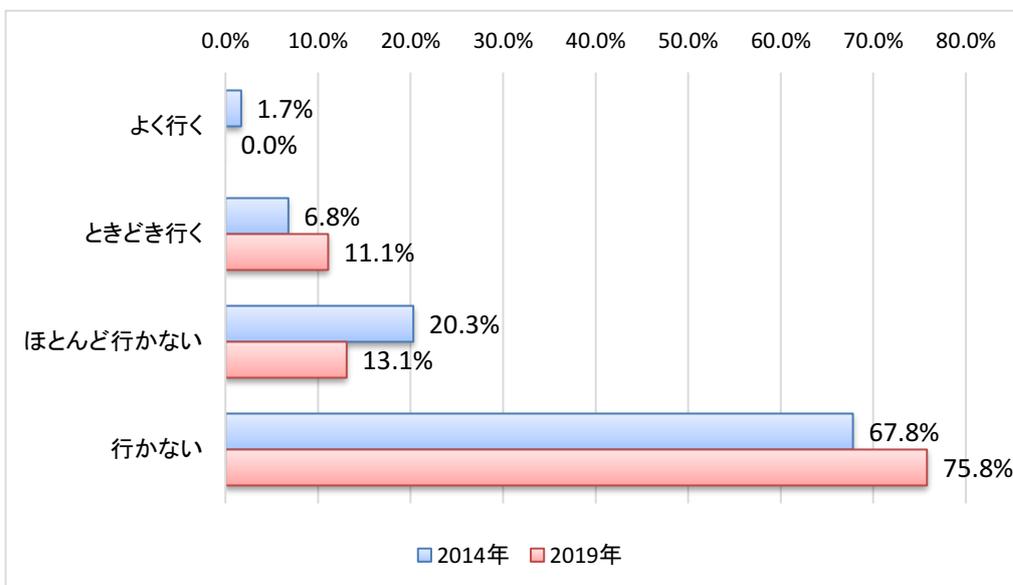
問13 問12で0回と答えた方にお聞きします。図書館へ行かなかったのはどうしてですか。



【その他・自由回答欄】
 *利用したいが時間を確保できない
 *本の返却が遅れる事が多々あるから

図書館を利用しない理由として「保育所で本を借りられるから」が大半を占めており、保育所への配本が充実してきたからと考えられる。2014年の「図書館の利用の仕方がわからないから」を選ぶ保護者がなくなったことから図書館利用についての認知度が上がったことがうかがえる。

問14 あなたは、お子さんと一緒に図書館で行われる「おはなし会」に行くことがありますか。



図書館で行われる読み聞かせ会への参加は、「ほとんど行かない」「行かない」との回答が合わせて9割以上を占めている。保護者が同伴しないと参加ができないので、保護者への情報提供と読み聞かせの大切さを伝えることが重要である。

○八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 5 月 20 日教育委員会告示第 8 号)

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、八頭町子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定を目的として、八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、読書活動等の実践者及び行政関係機関の職員の内から教育委員会が委嘱する。

3 委員会の設置期間は、推進計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第 6 条 委員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の適用を受ける職員を除く。)の報償金等は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、郡家図書館において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する

八頭町子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役職等	備 考
戸田美千代	読書団体	
小林 隆志	県立図書館支援協力課長	
岩村 治夫	図書館協議会委員	
浦林 要仁	八頭中学校司書教諭	
小林 裕美	船岡小学校司書教諭	
木原真由美	八東小学校図書館司書	
岸本由久世	子育て支援センター所長	
山根 啓子	八東図書館司書	

事務局（教育委員会事務局）

所 属	役 職	氏 名
八頭町立図書館	館 長	奥平 徹
	館長補佐	村田知登美
	司 書	岸本 佳奈
学校教育課	参 事	竹本 英子
社会教育課	主 幹	田中 義之

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備

していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の

推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる

環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重する

こと。

五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断

に基づき提供に努めるようにすること。

六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。